

<b>第6編 河川編</b> .....	<b>6-1</b>
<b>第1章 築堤・護岸</b> .....	<b>6-1</b>
第1節 適用.....	6-1
第2節 適用すべき諸基準.....	6-1
第3節 護岸基礎工.....	6-1
1-3-1 一般事項.....	6-1
1-3-2 作業土工（床掘り・埋戻し）.....	6-1
1-3-3 基礎工.....	6-1
1-3-4 矢板工.....	6-1
1-3-5 土台基礎工.....	6-1
第4節 矢板護岸工.....	6-2
1-4-1 一般事項.....	6-2
1-4-2 作業土工（床掘り・埋戻し）.....	6-2
1-4-3 笠コンクリート工.....	6-2
1-4-4 矢板工.....	6-2
第5節 法覆護岸工.....	6-2
1-5-1 一般事項.....	6-2
1-5-2 材料.....	6-3
1-5-3 コンクリートブロック工.....	6-1 1
1-5-4 護岸付属物工.....	6-1 1
1-5-5 緑化ブロック工.....	6-1 1
1-5-6 環境護岸ブロック工.....	6-1 1
1-5-7 石積（張）工.....	6-1 1
1-5-8 法枠工.....	6-1 1
1-5-9 多自然型護岸工.....	6-1 1
1-5-9（2）かごマット工.....	6-1 2
1-5-10 吹付工.....	6-1 2
1-5-11 植生工.....	6-1 2
1-5-12 覆土工.....	6-1 2
1-5-13 かご工.....	6-1 2
1-5-14 羽口工.....	6-1 3
第6節 擁壁護岸工.....	6-1 3
1-6-1 一般事項.....	6-1 3
1-6-2 作業土工（床掘り・埋戻し）.....	6-1 3
1-6-3 場所打擁壁工.....	6-1 3
1-6-4 プレキャスト擁壁工.....	6-1 3
第7節 根固め工.....	6-1 3
1-7-1 一般事項.....	6-1 3
1-7-2 作業土工（床掘り・埋戻し）.....	6-1 3
1-7-3 根固めブロック工.....	6-1 3
1-7-4 間詰工.....	6-1 4
1-7-5 沈床工.....	6-1 4
1-7-6 捨石工.....	6-1 5
1-7-7 かご工.....	6-1 5
1-7-8 巨石据付（底張）工.....	6-1 5
第8節 水制工.....	6-1 6

1-8-1	一般事項	6-16
1-8-2	作業土工（床掘り・埋戻し）	6-17
1-8-3	沈床工	6-17
1-8-4	捨石工	6-17
1-8-5	かご工	6-17
1-8-6	元付工	6-17
1-8-7	牛・枠工	6-17
1-8-8	杭出し水制工	6-17
<b>第9節</b>	<b>付帯道路工</b>	<b>6-17</b>
1-9-1	一般事項	6-17
1-9-2	作業土工（床掘り・埋戻し）	6-17
1-9-3	路側防護柵工	6-17
1-9-4	舗装準備工	6-17
1-9-5	アスファルト舗装工	6-17
1-9-6	コンクリート舗装工	6-17
1-9-7	薄層カラー舗装工	6-18
1-9-8	ブロック舗装工	6-18
1-9-9	側溝工	6-18
1-9-10	集水柵工	6-18
1-9-11	縁石工	6-19
1-9-12	区画線工	6-19
<b>第10節</b>	<b>付帯道路施設工</b>	<b>6-19</b>
1-10-1	一般事項	6-19
1-10-2	境界工	6-19
1-10-3	道路付属物工	6-19
1-10-4	標識工	6-19
<b>第11節</b>	<b>光ケーブル配管工</b>	<b>6-19</b>
1-11-1	一般事項	6-19
1-11-2	作業土工（床掘り・埋戻し）	6-19
1-11-3	配管工	6-20
1-11-4	ハンドホール工	6-20
<b>第12節</b>	<b>軽量盛土工</b>	<b>6-20</b>
1-12-1	一般事項	6-20
1-12-2	軽量盛土工	6-20
<b>第13節</b>	<b>地盤改良工</b>	<b>6-20</b>
1-13-1	一般事項	6-20
1-13-2	表層安定処理工	6-20
1-13-3	パイルネット工	6-20
1-13-4	パーティカルドレーン工	6-20
1-13-5	締固め改良工	6-20
1-13-6	固結工	6-20
<b>第2章</b>	<b>浚渫（河川）</b>	<b>6-22</b>
<b>第1節</b>	<b>適用</b>	<b>6-22</b>
<b>第2節</b>	<b>浚渫工（ポンプ浚渫船）</b>	<b>6-22</b>
2-2-1	一般事項	6-22
2-2-2	浚渫船運転工（民船・官船）	6-22
2-2-3	作業船及び機械運転工	6-22
2-2-4	配土工	6-22

第3節 浚渫工（グラブ船） .....	6-23
2-3-1 一般事項 .....	6-23
2-3-2 浚渫船運転工 .....	6-23
2-3-3 作業船運転工 .....	6-23
2-3-4 配土工 .....	6-23
第4節 浚渫工（バックホウ浚渫船） .....	6-23
2-4-1 一般事項 .....	6-23
2-4-2 浚渫船運転工 .....	6-24
2-4-3 作業船運転工 .....	6-24
2-4-4 揚土工 .....	6-24
第5節 浚渫土処理工 .....	6-24
2-5-1 一般事項 .....	6-24
2-5-2 浚渫土処理工 .....	6-24
第6節 適用すべき諸基準 .....	6-24
<b>第3章 樋門・樋管 .....</b>	<b>6-25</b>
第1節 適用 .....	6-25
第2節 適用すべき諸基準 .....	6-25
第3節 樋門・樋管本體工 .....	6-25
3-3-1 一般事項 .....	6-25
3-3-2 作業土工（床掘り・埋戻し） .....	6-26
3-3-3 既製杭工 .....	6-26
3-3-4 場所打杭工 .....	6-26
3-3-5 矢板工 .....	6-26
3-3-6 函渠工 .....	6-26
3-3-7 翼壁工 .....	6-29
3-3-8 水叩工 .....	6-29
第4節 護床工 .....	6-29
3-4-1 一般事項 .....	6-29
3-4-2 作業土工（床掘り・埋戻し） .....	6-29
3-4-3 根固めブロック工 .....	6-29
3-4-4 間詰工 .....	6-29
3-4-5 沈床工 .....	6-29
3-4-6 捨石工 .....	6-29
3-4-7 かご工 .....	6-29
3-4-8 巨石据付（底張）工 .....	6-29
第5節 水路工 .....	6-30
3-5-1 一般事項 .....	6-30
3-5-2 作業土工（床掘り・埋戻し） .....	6-30
3-5-3 側溝工 .....	6-30
3-5-4 集水柵工 .....	6-30
3-5-5 暗渠工 .....	6-30
3-5-6 樋門接続暗渠工 .....	6-30
第6節 付属物設置工 .....	6-30
3-6-1 一般事項 .....	6-30
3-6-2 作業土工（床掘り・埋戻し） .....	6-30
3-6-3 防止柵工 .....	6-30
3-6-4 境界工 .....	6-30

3-6-5	銘板工	6-3 1
3-6-6	点検施設工	6-3 2
3-6-7	階段工	6-3 2
3-6-8	観測施設工	6-3 2
3-6-9	グラウトホール工	6-3 2
<b>第7節</b>	<b>軽量盛土工</b>	<b>6-3 2</b>
3-7-1	一般事項	6-3 2
3-7-2	軽量盛土工	6-3 2
<b>第8節</b>	<b>地盤改良工</b>	<b>6-3 3</b>
3-8-1	一般事項	6-3 3
3-8-2	固結工	6-3 3
<b>第4章</b>	<b>水門</b>	<b>6-3 4</b>
<b>第1節</b>	<b>適用</b>	<b>6-3 4</b>
<b>第2節</b>	<b>適用すべき諸基準</b>	<b>6-3 4</b>
<b>第3節</b>	<b>工場製作工</b>	<b>6-3 4</b>
4-3-1	一般事項	6-3 4
4-3-2	材料	6-3 4
4-3-3	桁製作工	6-3 4
4-3-4	鋼製伸縮継手製作工	6-3 5
4-3-5	落橋防止装置製作工	6-3 5
4-3-6	鋼製排水管製作工	6-3 5
4-3-7	橋梁用防護柵製作工	6-3 5
4-3-8	鑄造費	6-3 5
4-3-9	仮設材製作工	6-3 5
4-3-10	工場塗装工	6-3 5
<b>第4節</b>	<b>水門本体工</b>	<b>6-3 5</b>
4-4-1	一般事項	6-3 5
4-4-2	材料	6-3 5
4-4-3	作業土工（床掘り・埋戻し）	6-3 5
4-4-4	既製杭工	6-3 5
4-4-5	場所打杭工	6-3 6
4-4-6	矢板工（遮水矢板）	6-3 6
4-4-7	床版工	6-3 6
4-4-8	堰柱工	6-3 6
4-4-9	門柱工	6-3 6
4-4-10	ゲート操作台工	6-3 6
4-4-11	胸壁工	6-3 6
4-4-12	翼壁工	6-3 6
4-4-13	水叩工	6-3 7
<b>第5節</b>	<b>護床工</b>	<b>6-3 7</b>
4-5-1	一般事項	6-3 7
4-5-2	作業土工（床掘り・埋戻し）	6-3 7
4-5-3	根固めブロック工	6-3 7
4-5-4	間詰工	6-3 7
4-5-5	沈床工	6-3 7
4-5-6	捨石工	6-3 7
4-5-7	かご工	6-3 7

<b>第6節 付属物設置工</b> .....	<b>6-37</b>
4-6-1 一般事項.....	6-37
4-6-2 作業土工（床掘り・埋戻し） .....	6-37
4-6-3 防止柵工.....	6-37
4-6-4 境界工.....	6-37
4-6-5 管理橋受台工.....	6-37
4-6-6 銘板工.....	6-38
4-6-7 点検施設工.....	6-38
4-6-8 階段工.....	6-38
4-6-9 観測施設工.....	6-38
<b>第7節 鋼管理橋上部工</b> .....	<b>6-38</b>
4-7-1 一般事項.....	6-38
4-7-2 材料.....	6-38
4-7-3 地組工.....	6-39
4-7-4 架設工（クレーン架設） .....	6-39
4-7-5 架設工（ケーブルクレーン架設） .....	6-39
4-7-6 架設工（ケーブルエレクション架設） .....	6-39
4-7-7 架設工（架設桁架設） .....	6-39
4-7-8 架設工（送出し架設） .....	6-39
4-7-9 架設工（トラベラークレーン架設） .....	6-39
4-7-10 支承工.....	6-39
4-7-11 現場継手工.....	6-39
<b>第8節 橋梁現場塗装工</b> .....	<b>6-39</b>
4-8-1 一般事項.....	6-39
4-8-2 現場塗装工.....	6-40
<b>第9節 床版工</b> .....	<b>6-40</b>
4-9-1 一般事項.....	6-40
4-9-2 床版工.....	6-40
<b>第10節 橋梁付属物工（鋼管理橋）</b> .....	<b>6-40</b>
4-10-1 一般事項.....	6-40
4-10-2 伸縮装置工.....	6-40
4-10-3 排水装置工.....	6-40
4-10-4 地覆工.....	6-40
4-10-5 橋梁用防護柵工.....	6-40
4-10-6 橋梁用高欄工.....	6-40
4-10-7 検査路工.....	6-40
4-10-8 銘板工.....	6-40
<b>第11節 橋梁足場等設置工（鋼管理橋）</b> .....	<b>6-41</b>
4-11-1 一般事項.....	6-41
4-11-2 橋梁足場工.....	6-41
4-11-3 橋梁防護工.....	6-41
4-11-4 昇降用設備工.....	6-41
<b>第12節 コンクリート管理橋上部工（PC橋）</b> .....	<b>6-41</b>
4-12-1 一般事項.....	6-41
4-12-2 プレテンション桁製作工（購入工） .....	6-42
4-12-3 ポストテンション桁製作工.....	6-42
4-12-4 プレキャストセグメント製作工（購入工） .....	6-42
4-12-5 プレキャストセグメント主桁組立工 .....	6-42
4-12-6 支承工.....	6-42

4-12-7	架設工（クレーン架設）	6-42
4-12-8	架設工（架設桁架設）	6-42
4-12-9	床版・横組工	6-42
4-12-10	落橋防止装置工	6-42
<b>第13節</b>	<b>コンクリート管理橋上部工（PCホロースラブ橋）</b>	<b>6-42</b>
4-13-1	一般事項	6-42
4-13-2	架設支保工（固定）	6-42
4-13-3	支承工	6-43
4-13-4	落橋防止装置工	6-43
4-13-5	PCホロースラブ製作工	6-43
<b>第14節</b>	<b>橋梁付属物工（コンクリート管理橋）</b>	<b>6-43</b>
4-14-1	一般事項	6-43
4-14-2	伸縮装置工	6-43
4-14-3	排水装置工	6-43
4-14-4	地覆工	6-43
4-14-5	橋梁用防護柵工	6-43
4-14-6	橋梁用高欄工	6-43
4-14-7	検査路工	6-43
4-14-8	銘板工	6-43
<b>第15節</b>	<b>橋梁足場等設置工（コンクリート管理橋）</b>	<b>6-43</b>
4-15-1	一般事項	6-43
4-15-2	橋梁足場工	6-43
4-15-3	橋梁防護工	6-43
4-15-4	昇降用設備工	6-43
<b>第16節</b>	<b>舗装工</b>	<b>6-44</b>
4-16-1	一般事項	6-44
4-16-2	材料	6-44
4-16-3	舗装準備工	6-44
4-16-4	橋面防水工	6-44
4-16-5	アスファルト舗装工	6-44
4-16-6	半たわみ性舗装工	6-44
4-16-7	排水性舗装工	6-44
4-16-8	透水性舗装工	6-44
4-16-9	グースアスファルト舗装工	6-44
4-16-10	コンクリート舗装工	6-44
4-16-11	薄層カラー舗装工	6-45
4-16-12	ブロック舗装工	6-45
<b>第17節</b>	<b>工場製品輸送工</b>	<b>6-45</b>
4-17-1	一般事項	6-45
4-17-2	輸送工	6-45
<b>第18節</b>	<b>軽量盛土工</b>	<b>6-45</b>
4-18-1	一般事項	6-45
4-18-2	軽量盛土工	6-45
<b>第5章</b>	<b>堰</b>	<b>6-46</b>
<b>第1節</b>	<b>適用</b>	<b>6-46</b>
<b>第2節</b>	<b>適用すべき諸基準</b>	<b>6-46</b>
<b>第3節</b>	<b>工場製作工</b>	<b>6-46</b>

5-3-1	一般事項	6-4 6
5-3-2	材料	6-4 7
5-3-3	刃口金物製作工	6-4 7
5-3-4	桁製作工	6-4 7
5-3-5	検査路製作工	6-4 7
5-3-6	鋼製伸縮継手製作工	6-4 7
5-3-7	落橋防止装置製作工	6-4 7
5-3-8	鋼製排水管製作工	6-4 7
5-3-9	プレビーム用桁製作工	6-4 7
5-3-10	橋梁用防護柵製作工	6-4 8
5-3-11	鑄造費	6-4 8
5-3-12	アンカーフレーム製作工	6-4 8
5-3-13	仮設材製作工	6-4 8
5-3-14	工場塗装工	6-4 8
<b>第4節</b>	<b>可動堰本体工</b>	<b>6-4 8</b>
5-4-1	一般事項	6-4 8
5-4-2	作業土工（床掘り・埋戻し）	6-4 8
5-4-3	既製杭工	6-4 9
5-4-4	場所打杭工	6-4 9
5-4-5	オープンケーソン基礎工	6-4 9
5-4-6	ニューマチックケーソン基礎工	6-4 9
5-4-7	矢板工	6-4 9
5-4-8	床版工	6-4 9
5-4-9	堰柱工	6-4 9
5-4-10	門柱工	6-4 9
5-4-11	ゲート操作台工	6-4 9
5-4-12	水叩工	6-4 9
5-4-13	閘門工	6-4 9
5-4-14	土砂吐工	6-4 9
5-4-15	取付擁壁工	6-4 9
<b>第5節</b>	<b>固定堰本体工</b>	<b>6-4 9</b>
5-5-1	一般事項	6-4 9
5-5-2	作業土工（床掘り・埋戻し）	6-5 0
5-5-3	既製杭工	6-5 0
5-5-4	場所打杭工	6-5 0
5-5-5	オープンケーソン基礎工	6-5 0
5-5-6	ニューマチックケーソン基礎工	6-5 0
5-5-7	矢板工	6-5 0
5-5-8	堰本体工	6-5 0
5-5-9	水叩工	6-5 0
5-5-10	土砂吐工	6-5 0
5-5-11	取付擁壁工	6-5 0
<b>第6節</b>	<b>魚道工</b>	<b>6-5 0</b>
5-6-1	一般事項	6-5 0
5-6-2	作業土工（床掘り・埋戻し）	6-5 0
5-6-3	魚道本体工	6-5 1
<b>第7節</b>	<b>管理橋下部工</b>	<b>6-5 1</b>
5-7-1	一般事項	6-5 1
5-7-2	管理橋橋台工	6-5 1

<b>第8節 鋼管理橋上部工</b> .....	<b>6-5 1</b>
5-8-1 一般事項.....	6-5 1
5-8-2 材料.....	6-5 1
5-8-3 地組工.....	6-5 2
5-8-4 架設工（クレーン架設）.....	6-5 2
5-8-5 架設工（ケーブルクレーン架設）.....	6-5 2
5-8-6 架設工（ケーブルエレクション架設）.....	6-5 2
5-8-7 架設工（架設桁架設）.....	6-5 2
5-8-8 架設工（送出し架設）.....	6-5 2
5-8-9 架設工（トラベラークレーン架設）.....	6-5 2
5-8-10 支承工.....	6-5 2
5-8-11 現場継手工.....	6-5 2
5-8-12 工事関連図書電子データ等.....	6-5 2
<b>第9節 橋梁現場塗装工</b> .....	<b>6-5 2</b>
5-9-1 一般事項.....	6-5 2
5-9-2 現場塗装工.....	6-5 2
<b>第10節 床版工</b> .....	<b>6-5 2</b>
5-10-1 一般事項.....	6-5 2
5-10-2 床版工.....	6-5 3
<b>第11節 橋梁付属物工（鋼管理橋）</b> .....	<b>6-5 3</b>
5-11-1 一般事項.....	6-5 3
5-11-2 伸縮装置工.....	6-5 3
5-11-3 排水装置工.....	6-5 3
5-11-4 地覆工.....	6-5 3
5-11-5 橋梁用防護柵工.....	6-5 3
5-11-6 橋梁用高欄工.....	6-5 3
5-11-7 検査路工.....	6-5 3
5-11-8 銘板工.....	6-5 3
<b>第12節 橋梁足場等設置工（鋼管理橋）</b> .....	<b>6-5 3</b>
5-12-1 一般事項.....	6-5 3
5-12-2 橋梁足場工.....	6-5 3
5-12-3 橋梁防護工.....	6-5 3
5-12-4 昇降用設備工.....	6-5 3
<b>第13節 コンクリート管理橋上部工（PC橋）</b> .....	<b>6-5 3</b>
5-13-1 一般事項.....	6-5 3
5-13-2 プレテンション桁製作工（購入工）.....	6-5 4
5-13-3 ポストテンション桁製作工.....	6-5 4
5-13-4 プレキャストセグメント製作工（購入工）.....	6-5 4
5-13-5 プレキャストセグメント主桁組立工.....	6-5 4
5-13-6 支承工.....	6-5 4
5-13-7 架設工（クレーン架設）.....	6-5 4
5-13-8 架設工（架設桁架設）.....	6-5 4
5-13-9 床版・横組工.....	6-5 4
5-13-10 落橋防止装置工.....	6-5 5
5-13-11 工事関連図書電子データ等.....	6-5 5
<b>第14節 コンクリート管理橋上部工（PCホロースラブ橋）</b> .....	<b>6-5 5</b>
5-14-1 一般事項.....	6-5 5
5-14-2 架設支保工（固定）.....	6-5 5
5-14-3 支承工.....	6-5 5

5-14-4	落橋防止装置工	6-55
5-14-5	PCホロースラブ製作工	6-55
<b>第15節</b>	<b>コンクリート管理橋上部工（PC箱桁橋）</b>	<b>6-55</b>
5-15-1	一般事項	6-55
5-15-2	架設支保工（固定）	6-56
5-15-3	支承工	6-56
5-15-4	PC箱桁製作工	6-56
5-15-5	落橋防止装置工	6-56
<b>第16節</b>	<b>橋梁付属物工（コンクリート管理橋）</b>	<b>6-56</b>
5-16-1	一般事項	6-56
5-16-2	伸縮装置工	6-56
5-16-3	排水装置工	6-56
5-16-4	地覆工	6-56
5-16-5	橋梁用防護柵工	6-56
5-16-6	橋梁用高欄工	6-57
5-16-7	検査路工	6-57
5-16-8	銘板工	6-57
<b>第17節</b>	<b>橋梁足場等設置工（コンクリート管理橋）</b>	<b>6-57</b>
5-17-1	一般事項	6-57
5-17-2	橋梁足場工	6-57
5-17-3	橋梁防護工	6-57
5-17-4	昇降用設備工	6-57
<b>第18節</b>	<b>付属物設置工</b>	<b>6-57</b>
5-18-1	一般事項	6-57
5-18-2	作業土工（床掘り・埋戻し）	6-57
5-18-3	防止柵工	6-57
5-18-4	境界工	6-57
5-18-5	銘板工	6-57
5-18-6	点検施設工	6-57
5-18-7	階段工	6-57
5-18-8	観測施設工	6-57
5-18-9	グラウトホール工	6-57
<b>第19節</b>	<b>工場製品輸送工</b>	<b>6-58</b>
5-19-1	一般事項	6-58
5-19-2	輸送工	6-58
<b>第20節</b>	<b>軽量盛土工</b>	<b>6-58</b>
5-20-1	一般事項	6-58
5-20-2	軽量盛土工	6-58
<b>第6章</b>	<b>排水機場</b>	<b>6-59</b>
<b>第1節</b>	<b>適用</b>	<b>6-59</b>
<b>第2節</b>	<b>適用すべき諸基準</b>	<b>6-59</b>
<b>第3節</b>	<b>機場本体工</b>	<b>6-59</b>
6-3-1	一般事項	6-59
6-3-2	作業土工（床掘り・埋戻し）	6-59
6-3-3	既製杭工	6-60
6-3-4	場所打杭工	6-60
6-3-5	矢板工	6-60

6-3-6	本體工	6-60
6-3-7	燃料貯油槽工	6-60
<b>第4節</b>	<b>沈砂池工</b>	<b>6-61</b>
6-4-1	一般事項	6-61
6-4-2	作業土工（床掘り・埋戻し）	6-61
6-4-3	既製杭工	6-61
6-4-4	場所打杭工	6-61
6-4-5	矢板工	6-61
6-4-6	場所打擁壁工	6-61
6-4-7	コンクリート床版工	6-61
6-4-8	ブロック床版工	6-62
6-4-9	場所打水路工	6-62
<b>第5節</b>	<b>吐出水槽工</b>	<b>6-62</b>
6-5-1	一般事項	6-62
6-5-2	作業土工（床掘り・埋戻し）	6-62
6-5-3	既製杭工	6-63
6-5-4	場所打杭工	6-63
6-5-5	矢板工	6-63
6-5-6	本體工	6-63
<b>第6節</b>	<b>軽量盛土工</b>	<b>6-63</b>
6-6-1	一般事項	6-63
6-6-2	軽量盛土工	6-63
<b>第7章</b>	<b>床止め・床固め</b>	<b>6-64</b>
<b>第1節</b>	<b>適用</b>	<b>6-64</b>
<b>第2節</b>	<b>適用すべき諸基準</b>	<b>6-64</b>
<b>第3節</b>	<b>床止め工</b>	<b>6-64</b>
7-3-1	一般事項	6-64
7-3-2	材料	6-64
7-3-3	作業土工（床掘り・埋戻し）	6-65
7-3-4	既製杭工	6-65
7-3-5	矢板工	6-65
7-3-6	本體工	6-65
7-3-7	取付擁壁工	6-65
7-3-8	水叩工	6-65
<b>第4節</b>	<b>床固め工</b>	<b>6-66</b>
7-4-1	一般事項	6-66
7-4-2	材料	6-66
7-4-3	作業土工（床掘り・埋戻し）	6-66
7-4-4	本堤工	6-66
7-4-5	垂直壁工	6-67
7-4-6	側壁工	6-67
7-4-7	水叩工	6-67
<b>第5節</b>	<b>山留擁壁工</b>	<b>6-67</b>
7-5-1	一般事項	6-67
7-5-2	作業土工（床掘り・埋戻し）	6-67
7-5-3	コンクリート擁壁工	6-67
7-5-4	ブロック積擁壁工	6-68

7-5-5	石積擁壁工	6-68
7-5-6	山留擁壁基礎工	6-68
<b>第6節 軽量盛土工</b>		<b>6-68</b>
7-6-1	一般事項	6-68
7-6-2	軽量盛土工	6-68
<b>第8章 河川維持</b>		<b>6-69</b>
<b>第1節 適用</b>		<b>6-69</b>
<b>第2節 適用すべき諸基準</b>		<b>6-69</b>
<b>第3節 巡視・巡回工</b>		<b>6-69</b>
8-3-1	一般事項	6-69
8-3-2	河川巡視工	6-69
<b>第4節 除草工</b>		<b>6-69</b>
8-4-1	一般事項	6-69
8-4-2	堤防除草工	6-69
<b>第5節 堤防養生工</b>		<b>6-70</b>
8-5-1	一般事項	6-70
8-5-2	芝養生工	6-70
8-5-3	伐木除根工	6-70
<b>第6節 構造物補修工</b>		<b>6-70</b>
8-6-1	一般事項	6-70
8-6-2	材料	6-70
8-6-3	クラック補修工	6-70
8-6-4	ボーリンググラウト工	6-71
8-6-5	欠損部補修工	6-71
<b>第7節 路面補修工</b>		<b>6-71</b>
8-7-1	一般事項	6-71
8-7-2	材料	6-71
8-7-3	不陸整正工	6-72
8-7-4	コンクリート舗装補修工	6-72
8-7-5	アスファルト舗装補修工	6-72
<b>第8節 付属物復旧工</b>		<b>6-72</b>
8-8-1	一般事項	6-72
8-8-2	付属物復旧工	6-72
<b>第9節 付属物設置工</b>		<b>6-72</b>
8-9-1	一般事項	6-72
8-9-2	作業土工（床掘り・埋戻し）	6-73
8-9-3	防護柵工	6-73
8-9-4	境界杭工	6-73
8-9-5	付属物設置工	6-73
<b>第10節 光ケーブル配管工</b>		<b>6-73</b>
8-10-1	一般事項	6-73
8-10-2	作業土工（床掘り・埋戻し）	6-73
8-10-3	配管工	6-73
8-10-4	ハンドホール工	6-73
<b>第11節 清掃工</b>		<b>6-73</b>

8-11-1	一般事項	6-73
8-11-2	材料	6-73
8-11-3	塵芥処理工	6-73
8-11-4	水面清掃工	6-73
<b>第12節</b>	<b>植栽維持工</b>	<b>6-73</b>
8-12-1	一般事項	6-74
8-12-2	材料	6-74
8-12-3	樹木・芝生管理工	6-74
<b>第13節</b>	<b>応急処理工</b>	<b>6-74</b>
8-13-1	一般事項	6-74
8-13-2	応急処理作業工	6-74
<b>第14節</b>	<b>撤去物処理工</b>	<b>6-74</b>
8-14-1	一般事項	6-74
8-14-2	運搬処理工	6-74
<b>第9章</b>	<b>河川修繕</b>	<b>6-75</b>
<b>第1節</b>	<b>適用</b>	<b>6-75</b>
<b>第2節</b>	<b>適用すべき諸基準</b>	<b>6-75</b>
<b>第3節</b>	<b>腹付工</b>	<b>6-75</b>
9-3-1	一般事項	6-75
9-3-2	覆土工	6-75
9-3-3	植生工	6-75
<b>第4節</b>	<b>側帯工</b>	<b>6-75</b>
9-4-1	一般事項	6-75
9-4-2	縁切工	6-75
9-4-3	植生工	6-76
<b>第5節</b>	<b>堤脚保護工</b>	<b>6-76</b>
9-5-1	一般事項	6-76
9-5-2	作業土工(床掘り・埋戻し)	6-76
9-5-3	石積工	6-76
9-5-4	コンクリートブロック工	6-76
<b>第6節</b>	<b>管理用通路工</b>	<b>6-76</b>
9-6-1	一般事項	6-76
9-6-2	防護柵工	6-76
9-6-3	作業土工(床掘り・埋戻し)	6-76
9-6-4	路面切削工	6-76
9-6-5	舗装打換え工	6-77
9-6-6	オーバーレイ工	6-77
9-6-7	排水構造物工	6-77
9-6-8	道路付属物工	6-77
<b>第7節</b>	<b>現場塗装工</b>	<b>6-77</b>
9-7-1	一般事項	6-77
9-7-2	材料	6-77
9-7-3	付属物塗装工	6-77
9-7-4	コンクリート面塗装工	6-78
<b>第8節</b>	<b>軽量盛土工</b>	<b>6-78</b>
9-8-1	一般事項	6-78

9-8-2 輕量盛土工.....	6-7 8
------------------	-------



# 第6編 河川編

## 第1章 築堤・護岸

### 第1節 適用

1. 本章は、河川工事における河川土工、軽量盛土工、地盤改良工、護岸基礎工、矢板護岸工、法覆護岸工、擁壁護岸工、根固め工、水制工、付帯道路工、付帯道路施設工、光ケーブル配管工、構造物撤去工、仮設工その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 河川土工、軽量盛土工は、第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工、第3編第2章第11節軽量盛土工の規定によるものとする。
3. 地盤改良工、構造物撤去工、仮設工は、第3編第2章第7節地盤改良工、第9節構造物撤去工、第10節仮設工の規定によるものとする。
4. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定によるものとする。
5. 受注者は、河川工事においては、水位、潮位の観測を必要に応じて実施しなければならない。  
特に、護岸工事等河川内で仮締め切りを設置した工事を行う場合には、水位、潮位について、常に注意をし、災害防止に努めなければならない。
6. 受注者は、河川工事の仮締切、瀬がえ等において、河積阻害や河川管理施設、許可工作物等に対する局所的な洗掘等を避けるように施工をしなければならない。

### 第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合または、疑義がある場合は監督員に確認をもとめなければならない。

国土交通省 仮締め切堤設置基準（案）

（平成26年12月）

### 第3節 護岸基礎工

#### 1-3-1 一般事項

本節は、護岸基礎工として作業土工（床掘り・埋戻し）、基礎工、矢板工、土台基礎工その他これらに類する工種について定めるものとする。

#### 1-3-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定によるものとする。

#### 1-3-3 基礎工

基礎工の施工については、第3編2-4-3基礎工（護岸）の規定によるものとする。

#### 1-3-4 矢板工

矢板工の施工については、第3編2-3-4矢板工の規定によるものとする。

#### 1-3-5 土台基礎工

土台基礎工の施工については、第3編2-4-2土台基礎工の規定によるものとする。

## 第4節 矢板護岸工

### 1-4-1 一般事項

本節は、矢板護岸工として作業土工（床掘り・埋戻し）、笠コンクリート工、矢板工その他これらに類する工種について定めるものとする。

### 1-4-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定によるものとする。

### 1-4-3 笠コンクリート工

1. 笠コンクリートの施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。
2. プレキャスト笠コンクリートの施工については、第3編2-5-3コンクリートブロック工の規定によるものとする。
3. 受注者は、プレキャスト笠コンクリートの運搬にあたっては、部材に損傷や衝撃を与えないようにしなければならない。またワイヤー等で損傷するおそれのある部分は保護しなければならない。
4. プレキャスト笠コンクリートの施工については、接合面が食い違わないように施工しなければならない。

### 1-4-4 矢板工

矢板工の施工については、第3編2-3-4矢板工の規定によるものとする。

## 第5節 法覆護岸工

### 1-5-1 一般事項

1. 本節は、法覆護岸工としてコンクリートブロック工、護岸付属物工、緑化ブロック工、環境護岸ブロック工、石積（張）工、法枠工、多自然型護岸工、かごマット工、吹付工、植生工、覆土工、かご工、羽口工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 受注者は、法覆護岸工のコンクリート施工に際して、水中打込みを行ってはならない。
3. 受注者は、法覆護岸工の施工に際して、目地の施工位置は設計図書のとおりに行わなければならない。
4. 受注者は、法覆護岸工の施工に際して、裏込め材は、締固め機械等を用いて施工しなければならない。
5. 受注者は、法覆護岸工の施工に際して、遮水シートを設置する場合は、法面を平滑に仕上げしてから布設しなければならない。また、シートの敷設方向及び重ね合わせ等に配慮して適切に施工するものとし、端部の接着は、ずれ、はく離等のないように施工しなければならない。
6. 受注者は、コンクリート張の表面を「コテ・ハケ」等により仕上げるものとし、モルタルによる仕上げを行ってはならない。
7. コンクリート法張の施工目地間隔は、設計図書に示す場合を除き2m程度とする。伸縮目地は、設計図書に示す場合を除き10m程度とする。
8. 吸出し防止シートの重ね代は10cm以上とし、設計図書に示された場合を除き縫い合せしなくてもよいものとする。

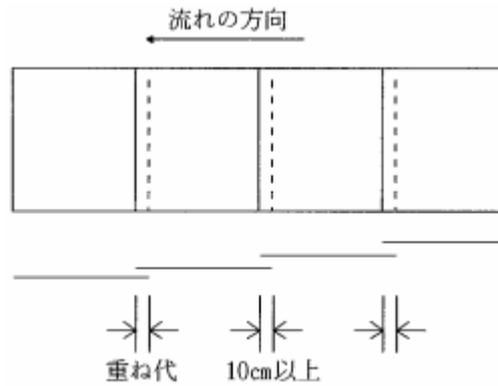


図1-1 吸出し防止シートの重ね代

9. 受注者は、護岸工の施工において、その根入れ長が解るように基礎部より直高で1.0mの個所に赤色の鉋等で、また2.0mの箇所に青色の鉋等でその位置を示すものとする。施工延長50m未満の箇所については、起終点に各1箇所、その他の場合は50m毎に明示するものとする。

#### 1-5-2 材料

1. 遮水シートは、止水材と被覆材からなり、(1)または(2)のいずれかの仕様によるものとする。

(1) 遮水シートAは、以下の仕様によるものとする。

- 1) 止水材の材質は、4)の材質のシボ(標準菱形)付きとし、厚さ1mmとする。
- 2) 被覆材の材質は、補強布付き繊維性フェルトとし、厚さ10mmとする。
- 3) 止水材の重ね幅は、15cm以上とし、端部の取付部は、20cm以上とする。
- 4) 止水材の品質規格は表1-1、表1-2によるものとする。

表1-1 純ポリ塩化ビニル(厚さ1mm、色:透明)の品質規格

試験項目	内容	単位	規格値	試験方法	
比重			1.25以下	JIS K 6773	
硬さ			80±5	JIS K 6773	
引張強さ		N/mm <sup>2</sup>	11.8以上	JIS K 6773	
伸び		%	290以上	JIS K 6773	
老化性	質量変化率	%	±7	JIS K 6773	
耐薬品性	アルカリ	引張強さ変化率	%	±15	JIS K 6773
		伸び変化率	%	±15	JIS K 6773
		質量変化率	%	±3	JIS K 6773
	食塩水	引張強さ変化率	%	±7	JIS K 6773
		伸び変化率	%	±7	JIS K 6773
		質量変化率	%	±1	JIS K 6773
柔軟性		℃	-30° 以下	JIS K 6773	
引裂強さ		N/m (kgf/cm)	58800以上 (60以上)	JIS K 6252-1 JIS K 6252-2	

表1-2 エチレン酢酸ビニル(厚さ1mm、色:透明)の品質規格

試験項目	内容	単位	規格値	試験方法	
比重			1.0以下	JIS K 6773	
硬さ			93±5	JIS K 6773	
引張強さ		N/mm <sup>2</sup>	15.6以上	JIS K 6773	
伸び		%	400以上	JIS K 6773	
老化性	質量変化率	%	±7	JIS K 6773	
耐薬品性	アルカリ	引張強さ変化率	%	±15	JIS K 6773
		伸び変化率	%	±15	JIS K 6773
		質量変化率	%	±3	JIS K 6773
	食塩水	引張強さ変化率	%	±7	JIS K 6773
		伸び変化率	%	±7	JIS K 6773
		質量変化率	%	±1	JIS K 6773
柔軟性		℃	-30° 以下	JIS K 6773	
引裂強さ		N/m (kgf/cm)	58800以上 (60以上)	JIS K 6252-1 JIS K 6252-2	

5) 被覆材の品質規格は表1-3によるものとする。

**表1-3 補強布付き繊維性フェルト(厚さ10mm)の品質規格**

試験項目	内容	単位	規格値	試験方法
密度		g/cm <sup>3</sup>	0.13以上	JIS L 3204
圧縮率		%	15以下	JIS L 3204
引張強さ		N/mm <sup>2</sup> (kgf/cm <sup>2</sup> )	1.47以上 (15以上)	JIS L 3204
伸び率		%	50以上	JIS L 3204
耐薬品性	不溶解分	%	95以上	JIS L 3204

(2) 遮水シートBは、以下の仕様によるものとする。

- 1) 止水材は、十分な止水性を有するものとする。(ただし、規格値はシート幅 2.0mを基準としており、2.0mを下回る場合は、そのシート幅に相当する漏水量を設定すること。)
- 2) 止水材は、施工時及び施工後とも十分な強度と法面の変状に追従する屈撓性を有するものとする。
- 3) 止水材は、堤防等の法面に対して、施工時及び施工後とも十分な滑り抵抗を有するものとする。
- 4) 止水材は、十分な耐久性を有するものとし、受注者は、耐久性に係わる試験結果を監督員に提出するものとする。
- 5) 上記1)及び3)は、公的試験機関の試験結果を添付するものとする。
- 6) 止水材の品質規格は、表1-4によるものとする。

**表1-4 止水材の品質規格**

試験項目	規格値	試験方法
漏水量	25(ml/sec)/(1.8m <sup>2</sup> )以下	建設省土木研究資料 第3103号の小型浸透試験による
引張り強さ	11.8N/mm <sup>2</sup> 以上 (1200kgf/m以上)	日本産業規格(JIS)で規定されている各材料ごとの試験方法による。
摩擦係数	0.8以上	平成4年度建設省告示第1324号に基づく摩擦試験方法による。

7) 被覆材の品質規格は、表1-3によるものとする。

(3) 品質管理

- 1) 止水材とコンクリートとの接着には、ニトリルゴム系またはスチレンブタジエンゴム系接着剤、ブチルゴムテープ等の内、接着力に優れ、かつ耐薬品性、耐水性、耐寒性等に優れたものを使用するものとする。
- 2) 受注者は、止水材及び被覆材の各々の製品に対しては、次の要件を整えた品質を証明する資料を監督員に提出するものとする。

- ①製品には、止水材及び被覆材の各々に製造年月日及び製造工場が明示されていること。  
(番号整理でもよい)
  - ②品質を証明する資料は、納入製品に該当する品質試験成績表であること。
  - ③品質成績表は、通常の生産過程において3日に1回の割合で行った品質試験成績表であること。
  - ④製品には、別に「公的試験機関による品質試験成績表」を添付するものとする。
  - ⑤「公的試験機関による品質試験成績表」は、製品の生産過程において20,000m<sup>2</sup>に1回の割合で行ったもののうち、納入製品に該当するものとする。
2. 吸出し防止シートは、表1-5、表1-6の規格値を満足した「河川護岸用吸出し防止シート評価書」(国土交通大臣認可)を有しているシートとする。
- なお、上記評価書を有していない製品についても「公的機関による性能証明書」を有しているシートについては、使用できるものとする。

**表1-5 吸出し防止シートの規格値**

項目	規格	性能確認
厚さ	10mm以上	
開孔径	0.2mm以下	
引張り強度(設計条件により選択)	1.0tf/m以上	縦・横方向
化学的安定性(強度保持率)	70%以上以上130%以下	JIS K 7114準拠(PH5~9)
耐候性( " )	70%以上以上130%以下	JIS A 1410、A 1415準拠

**表1-6 吸出し防止シートの品質及び規格**

試験項目	内容	単位	規格値	試験方法
密度		g/cm <sup>3</sup>	0.12以上	JIS L 3204
圧縮率		%	12以下	JIS L 3204
引張強さ		tf/m	1.0以上	JIS L 3204
伸び率		%	50以上	JIS L 3204
耐薬品性	不溶解分	%	90以上	JIS L 3204
透水係数		cm/s	0.01以上	JIS L 3204

3. かごマットの構造及び要求性能については、設計図書及び「鉄線籠型護岸の設計・施工技術基準(案)」(国土交通省)(以下「鉄線籠型基準」という)によるものとする。
4. かごマットの線材は、表1-7(1)の要求性能を満足することを確認するとともに、周辺環境や設置条件等、現場の状況を勘案し、施工性、経済性などを総合的に判断のうえ、施工現場に適した線材を使用するものとする。また、受注者は、要求性能を満足することを確認するために設定した基準値に適合することを示した公的試験機関の証明書または公的試験機関の試験結果を事前に監督員に提出し、確認を受けなければならない。
- なお、本工事において蓋材に要求される性能(摩擦抵抗)は設計図書によるものとするが、短期性能を要求された箇所については、短期・長期性能型双方を使用可とする。

表1-7(1) 要求性能及び確認方法

項目	要求性能	確認方法			
		試験方法	試験条件	基準値	
線材に要求される性能	母材の健全性	母材が健全であること	JIS H 0401 の間接法で使用する試験液によるめっき溶脱後の母材鉄線の写真撮影	めっきを剥いだ状態での母材鉄線の表面撮影	母材に傷がついていないこと
	強度	洗掘時の破断抵抗及び洗掘に追随する屈とう性を有する鉄線籠本体の一部として機能するために必要な強度を有すること	引張試験 (JIS G 3547 に準拠)	—	引張強さ 290N/mm <sup>2</sup> 以上
	耐久性	淡水中での耐用年数30年程度を確保すること	腐食促進試験 (JIS G 0594 に準拠)	塩化物イオン濃度 0ppm 試験時間 1,000 時間	めっき残存量 30g/m <sup>2</sup> 以上
			線材摩耗試験	回転数 20,000 回転	
	均質性	性能を担保する品質の均質性を確保していること	鉄線籠型基準「8. 線材の品質管理」に基づくこと		
環境適合性	周辺環境に影響を与える有害成分を溶出しないこと	鉄線籠型基準「1. 適用河川」に基づくこと			
上記性能に加えて蓋材に要求される性能	摩擦抵抗 (短期性能型)	作業中の安全のために必要な滑りにくさを有すること	面的摩擦試験 または 線的摩擦試験	—	摩擦係数 0.90 以上
	摩擦抵抗 (長期性能型)	供用後における水辺の安全な利用のために必要な滑りにくさを有すること	線材摩耗試験の 線的摩擦試験 または 面材摩耗試験の 面的摩擦試験	[線材摩耗試験の場合] 回転数 2,500 回転 [面材摩耗試験の場合] 回転数 100 回転	摩擦係数 0.90 以上 (初期摩耗後)

[注1] 本表の確認方法に基づく公的機関による性能確認については、1回の実施でよいものとし、その後は、均質性の確保の観点から、鉄線籠型基準「8. 線材の品質管理」に基づき、定期的に線材の品質管理試験（表1-7(2)）を行うものとする。

[注2] めっき鉄線以外の線材についても、鉄線籠型基準「7. 線材に要求される性能」に基づく要求性能を満足することを確認した公的試験機関による審査証明を事前に監督員に提出し、確認を受けなければならない。

表1-7(2) 線材の品質管理試験の内容

項目 試験 箇所	試験項目	基準値	試験方法	試験の頻度
工場	線径	3.2±0.09mm 4.0±0.10mm 5.0±0.12mm 6.0±0.12mm	JIS G 3547準拠	5巻線 <sup>※1</sup> に1回
	引張強さ	290N/mm <sup>2</sup> 以上	JIS G 3547準拠	5巻線に1回
	ねじり特性	JIS G 3547の4.3	JIS G 3547準拠	5巻線に1回
	巻付性	線径の1.5倍の円筒に6回以上巻き付け著しい亀裂及び剥離を生じない	JIS G 3547準拠	5巻線に1回
	メッキ成分	※2	原子吸光分析法またはICP発光分析法	5巻線に1回
	メッキ付着量	※2	JIS H 0401準拠	5巻線に1回
公的 試験機関	線径	3.2±0.09mm 4.0±0.10mm 5.0±0.12mm 6.0±0.12mm	JIS G 3547準拠	200巻線に1回
	引張強さ	290N/mm <sup>2</sup> 以上	JIS G 3547準拠	200巻線に1回
	母材の健全性	母材に傷が付いていないこと	JIS H 0401の間接法で使用する試験液によるめっき溶脱後の母材鉄線の写真撮影	200巻線に1回
	メッキ成分	※2	原子吸光分析法またはICP発光分析法	200巻線に1回
	メッキ付着量	※2	JIS H 0401準拠	200巻線に1回
	摩擦抵抗 (蓋材のみ)	短期性能型 摩擦係数0.90以上	面的摩擦試験または線の摩擦試験	200巻線に1回
	長期性能型 摩擦係数0.90以上 (初期摩擦後)	線材摩耗試験の線の摩擦試験または面材摩耗試験の面的摩擦試験	200巻線に1回	

[注1]※1 巻線とは、工場における製造単位をいい、1巻線は約1tとする。

※2 めっき成分及び付着量の基準値は、耐久性に関する性能確認試験及び摩擦抵抗に関する性能確認試験に使用した製品のめっき成分及び付着量を基に決定する。なお、めっき鉄線以外の線材については、めっき成分及びめっき付着量の試験項目を省略できるものとする。

[注2]めっき鉄線以外の鉄線についても、鉄線籠型基準に基づく要求性能を満足することを確認した公的試験機関による審査証明にて設定された試験項目、基準値、試験方法、試験の頻度により、品質確認試験を行うものとする。

5. 受注者は、かごマットの製品について、底網、蓋網、側網及び仕切網毎に、網線に使用した線材の製造工場名及び表示番号、製造年月日を記載した表示標を監督員に提出しなければならない。

また、監督員が指定する各網の表示標に記載された番号に近い線材の公的機関における試験結果を提出しなければならない。

6. 受注者は、かごマットは、側網、仕切り網をあらかじめ工場で底網に結束しなければならない。ただし、特殊部でこれにより難しい場合は監督員の承諾を得なければならない。
7. 受注者は、かごマットの線材は、現地において、2,000 m<sup>2</sup>毎に監督員が指示する荷札表示された線材について、工場での品質試験結果を提出しなければならない。さらに、現地に納入される製品の荷札番号に近い線材の公的機関における成績証明書を提出しなければならない。
8. 受注者は、枠線、骨線、コイル線について、工事単位毎に、公的機関における品質試験結果を提出しなければならない。
9. 受注者は、生産表示と品質試験内容について、別途立入り等による検査を行う場合には、監督員に協力しなければならない。
10. 袋型根固め用袋材のうち、高分子系の合成繊維（再生材を含む）を主要構成材料とするものは、表1-8（1）に示す性能を満足することを確認しなければならない。また、要求性能の確認は、表1-8（1）に記載する確認方法で行うことを原則とし、受注者は、基準値に適合することを示した公的試験機関の証明書または公的試験機関の試験結果を事前に監督員に提出し、確認を受けなければならない。

表1-8(1) 袋型根固め用袋材の要求性能及び確認方法

場所	項目	要求性能	確認方法		
			試験方法	基準値	
公的試験機関	強度 (※1)	必要重量の中詰め材料を充填し直接クレーンで吊り上げても破断しない強度を有すること	引張試験 (JIS A 8960 に準拠)	(2ト型)	(2重) 400N以上 (1重) 700N以上
				(4ト型)	(2重) 500N以上 (1重) 900N以上
	耐候性	紫外線により劣化した場合も、必要な強度を保持すること  短期性能型： 耐候性は求めない  長期性能型： 耐用年数30年程度	耐候性試験 (長期性能型のみ)  (JIS L 0842 オフソフフレームカーボンアーク灯式耐候性試験機により紫外線を7500時間照射後、JIS A 8960準拠の引張試験を実施)	(2ト型)	(2重) 200N以上 (1重) 200N以上
				(4ト型)	(2重) 250N以上 (1重) 250N以上
	耐燃焼性	中詰め材料を充填した状態で網地の燃焼が広がらないこと	たき火試験 (表1-8(2)参照)	燃焼部以上に延焼しないこと	
	環境適合性	生態系を阻害するような有害物質の溶出がないこと	煮沸試験 飼育試験 (表1-8(2)参照)	有害物質が溶出ししないこと	
均質性	性能を担保する品質の均質性を確保すること	材料20,000袋当たり1回の引張試験を実施 (JIS A 8960 に準拠)	「強度」の基準値を満足すること		
発注機関	網目・網地の信頼性	中詰め材料の抜け出しや、網地の破断が促進することがないこと	監督員による事前確認	中詰め材料が抜け出さない網目寸法で、かつ、網目を構成する網糸が破断しても解れが連続的に広がらない加工がなされていること。	

[注]※1 公的試験機関による性能確認については、均質性の項目を除き、1回の実施でよいものとする。

表1-8(2) 参考資料

[たき火試験]	
袋型根固め用袋材に中詰め材を充填した後、静置させ上部にたき火用材料を積み上げて点火する。	
中詰め材割	栗石 150 mm
点火方法	ライター
たき火用材料	野原の草木 (枯れ草、枯れ木)
[煮沸試験]	
網地を沸水中に浸漬し、下記時間の経過後取り出し網地の質量変化を測定する。	
浸漬温度	98 ± 2℃
浸漬時間	120 ± 10 min
浸漬水	蒸留水
試験体の数	5個
乾燥温度	105℃
抽出条件 (質量比)	網地：水 = 1：500
[飼育試験]	
金魚を入れた水槽に網地を浸漬し、下記期間飼育しその生存状態を確認する。	
金魚の飼育時間	3ヶ月
飼育条件 (質量比)	網地：水 = 1：100
金魚の匹数	3匹

### 1-5-3 コンクリートブロック工

コンクリートブロック工の施工については、第3編2-5-3コンクリートブロック工の規定によるものとする。

### 1-5-4 護岸付属物工

1. 横帯コンクリート、小口止、縦帯コンクリート、巻止コンクリート、平張コンクリートの施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。
2. 小口止矢板の施工については、第3編2-3-4矢板工の規定によるものとする。
3. プレキャスト横帯コンクリート、プレキャスト小口止、プレキャスト縦帯コンクリート、プレキャスト巻止コンクリートの施工については、基礎との密着をはかり、接合面が食い違わないように施工しなければならない。

### 1-5-5 緑化ブロック工

緑化ブロック工の施工については、第3編2-5-4緑化ブロック工の規定によるものとする。

### 1-5-6 環境護岸ブロック工

環境護岸ブロック工の施工については、第3編2-5-3コンクリートブロック工の規定によるものとする。

### 1-5-7 石積（張）工

石積（張）工の施工については、第3編2-5-5石積（張）工の規定によるものとする。

1. 受注者は、石積（張）工の石の張り立てにあたり、河川の流水及び背面からの影響等により抜けでないように行わなければならない。
2. 受注者は、石積（張）工の練積み又は練張りにおける伸縮目地、水抜き孔の施工に当たり、施工位置については設計図書に従って施工しなければならない。なお、これにより難しい場合は、監督員と協議しなければならない。

### 1-5-8 法枠工

法枠工の施工については、第3編2-3-5法枠工の規定によるものとする。

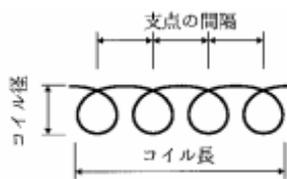
### 1-5-9 多自然型護岸工

1. 受注者は、河川が本来有している生物の良好な生育環境、自然景観に考慮して計画、設計された多自然型河川工法による施工については、工法の趣旨をふまえ施工しなければならない。
2. 受注者は、木杭の施工にあたり、木杭の材質が設計図書に示めされていない場合には、樹皮をはいだ生松丸太で、有害な腐れ、割れ、曲がり等のない材料を使用しなければならない。
3. 受注者は、木杭の先端は、角すい形に削るものとし、角すい形の高さは、径の1.5倍程度としなければならない。
4. 巨石張り（積み）、巨石据付及び雑割石張りの施工については、第3編2-5-5石積（張）工の規定によるものとする。
5. 受注者は、柳枝の施工については、のりごしらえ後、ます形に、杭を垂直に打込むとともに、杭頭を打ちそろえなければならない。
6. 受注者は、柳粗朶の施工については、柳粗朶の元口を上流側に向け、ます内に均一に敷きならべた後、帯梢を用いて柵を仕上げなければならない。
7. 受注者は、ぐり石粗朶工の施工については、柳枝に準じて帯梢を用いて柵工を造り、中詰めぐり石の表面をごぼう張りに仕上げなければならない。

1-5-9 (2) かごマット工

1. 受注者は、かごマットの詰石の施工については、できるだけ空隙を少なくしなければならない。また、かご材を傷つけないように注意するとともに詰石の施工の際、側壁、仕切りが扁平にならないように注意しなければならない。
2. 受注者は、かごマットの中詰用ぐり石については、かごマットの厚さが30cmの場合は5cm～15cm、かごマットの厚さが50cmの場合は、15cm～20cmの大きさとし、かごマットの網目より大きな天然石または割ぐり石を使用しなければならない。
3. 網線材の末端は1.5回以上巻き式によって結束し線末端は内面に向けるものとする。ただし、蓋金網の端部についても1.5回以上巻きとするが、リング状に加工して良いものとする。また、いかなる部位においても溶接は行ってはならない。
4. かごマットの連結の方法はコイル式とし、表1-9のとおりとする。また、側網と仕切り網、流水方向の底網と底網、外周部については、接続長の全長を連結するものとし、その他の部分は接続長の1/2以上(1本/m)を連結するものとする。連結終了時のコイルは両端の線末端は内側に向けるものとする。

表1-9 連結コイル線

かご厚	線径	コイル径	連結支 点の間 隔	コイル長	
50cm	5mm以上	50mm以下	80mm以下	50cm以上	
30cm	5mm以上	50mm以下	80mm以下	高さ方向30cm その他50cm以上	

1-5-10 吹付工

吹付工の施工については、第3編2-3-6吹付工の規定によるものとする。

1-5-11 植生工

植生工の施工については、第3編2-3-7植生工の規定によるものとする。

1-5-12 覆土工

覆土工の施工については、第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工の規定によるものとする。

1-5-13 かご工

1. 受注者は、じゃかごの中詰用ぐり石については、15cm～25cmのもので、じゃかごの網目より大きな天然石または割ぐり石を使用しなければならない。
2. 受注者は、じゃかごの詰石については、じゃかごの先端から石を詰込み、外回りに大きな石を配置するとともに、じゃかご内の空隙を少なくしなければならない。なお、じゃかごの法肩及び法尻の屈折部が、扁平にならないようにしなければならない。
3. 受注者は、じゃかごの布設については、床ごしらえのうえ、間割りをしてかご頭の位置を定めなければならない。
4. 受注者は、じゃかごの連結については、丸輪の箇所(骨線胴輪)でじゃかご用鉄線と同一規格の鉄を使用し、二ねじり以上で緊結しなければならない。又、継手のあるじゃかごの配列は、

継手部が千鳥となるように施工しなければならない。

5. 受注者は、じゃかごの詰石後、じゃかごの材質と同一規格の鉄線を使用し、じゃかごの開口部を二ねじり以上で緊結しなければならない。また、止め杭を使用する場合は、かご面より10cm以内となるまで打ち込まなければならない。並びにかんざし鉄筋を使用する時はφ16mmで籠中央部に入れなければならない。
6. 受注者は、ふとんかごの中詰用ぐり石については、ふとんかごの厚さが30cmの場合は5～15cm、ふとんかごの厚さが50cmの場合は、15～20cmの大きさとし、ふとんかごの網目より大きな天然石または割ぐり石を使用しなければならない。
7. 受注者は、連節ブロック張りの施工については、平滑に設置しなければならない。
8. 受注者は、ふとんかご、かご枠の施工については、前各項により施工しなければならない。

#### 1-5-14 羽口工

1. かご工の施工については、本編1-5-13かご工の規定による。

### 第6節 擁壁護岸工

#### 1-6-1 一般事項

本節は、擁壁護岸工として作業土工（床掘り・埋戻し）、場所打擁壁工、プレキャスト擁壁工その他これらに類する工種について定めるものとする。

#### 1-6-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定によるものとする。

#### 1-6-3 場所打擁壁工

場所打擁壁工の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

#### 1-6-4 プレキャスト擁壁工

1. 受注者は、プレキャスト擁壁の施工については、基礎との密着をはかり、接合面が食い違わないように施工しなければならない。
2. 受注者は、プレキャスト擁壁の目地施工については、設計図書によるものとし、付着・水密性を保つよう施工しなければならない。

### 第7節 根固め工

#### 1-7-1 一般事項

1. 本節は、根固め工として作業土工（床掘り・埋戻し）、根固めブロック工、間詰工、沈床工、捨石工、かご工、巨石据付（底張）工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 受注者は、根固め工の施工については、予期しない障害となる工作物等が現れた場合には、設計図書に関して監督員と協議し、これを処理しなければならない。

#### 1-7-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定によるものとする。

#### 1-7-3 根固めブロック工

1. 受注者は、製作にあたっては、型枠が損傷・変形しているものを使用してはならない。
2. 受注者は、製作にあたっては、はく離材はムラなく塗布し、型枠組立て時には余分なはく離材が型枠内部に残存しないようにしなければならない。
3. 受注者は、型枠の組立てにあたっては、締付け金具をもって堅固に組立てなければならない。
4. 受注者は、コンクリートの打込みにあたっては、打継目を設けてはならない。
5. 受注者は、製作中のコンクリートブロックの脱型は、型枠自重及び製作中に加える荷重に耐えられる強度に達するまで行ってはならない。
6. コンクリート打設後の施工については、第1編3-6-9養生の規定によるものとする。なお、養生用水に海水を使用してはならない。
7. 受注者は、コンクリートブロック脱型後の横置き、仮置きは強度がでてから行うものとし、吊り上げの際、急激な衝撃や力がかからないよう取扱わなければならない。
8. 受注者は、根固めブロック製作後、製作数量等が確認できるように記号を付けなければならない。
9. 受注者は、根固めブロックの運搬及び据付けについては、根固めブロックに損傷を与えないように施工しなければならない。
10. 受注者は、根固めブロックの据付けについては、各々の根固めブロックを連結する場合は、連結ナットが抜けないようにネジ山をつぶさなければならない。
11. 受注者は、根固めブロックを乱積施工する場合には噛み合わせを良くし、不安定な状態が生じないようにしなければならない。
12. 受注者は、根固めブロック、場所打ブロックのコンクリートの打込みについては、打継目を設けてはならない。
13. 受注者は、場所打ブロックの施工については、コンクリートの水中打込みを行ってはならない。

#### 1-7-4 間詰工

1. 間詰コンクリートの施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。
2. 受注者は、吸出し防止材の施工については、平滑に設置しなければならない。

#### 1-7-5 沈床工

1. 受注者は、粗朶沈床の施工については、連柴は梢を一方に向け径15cmを標準とし、緊結は長さおよそ60cmごとに連柴締金を用いて締付け、亜鉛引鉄線または、しゅろなわ等にて結束し、この間2箇所を二子なわ等をもって結束するものとし、連柴の長さは格子を結んだときに端にそれぞれ約15cmを残すようにしなければならない。
2. 受注者は、連柴及び敷粗朶を縦横ともそれぞれ梢を下流と河心に向けて組立てなければならない。
3. 受注者は、粗朶沈床の上下部の連柴を上格子組立て後、完全に結束しなければならない。
4. 受注者は、粗朶沈床の設置については、流速による沈設中のズレを考慮して、沈設開始位置を定めなければならない。
5. 受注者は、沈石の施工については、沈床が均等に沈下するように投下し、当日中に完了しなければならない。

6. 受注者は、粗朶沈床の施工については、多層の場合、下層の作業完了の確認をしなければ上層沈設を行ってはならない。
7. 受注者は、木工沈床の施工については、使用する方格材及び敷成木は、生松丸太としなければならない。受注者は、使用する方格材を組立て可能なように加工しなければならない。
8. 受注者は、木工沈床の施工については、敷成木を最下層の方格材に一格間の所定の本数を間割正しく配列し、鉄線等で方格材に緊結しなければならない。
9. 受注者は、木工沈床の施工については、連結用鉄筋の下部の折り曲げしろを12 cm以上とし、下流方向に曲げなければならない。
10. 受注者は、木工沈床の施工については、表面に大きい石を用い、詰石の空隙を少なくするよう充てんしなければならない。
11. 受注者は、木工沈床を水制の根固めに使用する場合、幹部水制の方格材組立てにあたっては、流向に直角方向の部材を最上層としなければならない。
12. 受注者は、改良沈床の施工におけるその他の事項については、本条7項～11項の規定により施工しなければならない。
13. 受注者は、吸出し防止材の施工については、平滑に設置しなければならない。

#### 1-7-6 捨石工

1. 受注者は、捨石基礎の施工にあたっては、表面に大きな石を選び施工しなければならない。
2. 受注者は、設計図書において指定した捨石基礎の施工方法に関して、施工箇所の波浪及び流水の影響により施工方法の変更が必要な場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
3. 受注者は、施工箇所における水質汚濁防止に努めなければならない。
4. 受注者は、捨石基礎の施工にあたっては、極度の凹凸や粗密が発生しないように潜水士または測深器具をもって捨石の施工状況を確認しながら施工しなければならない。
5. 受注者は、捨石基礎の施工にあたっては、大小の石で噛み合わせ良く、均し面にゆるみがないよう施工しなければならない。
6. 受注者は、遺方を配置し、貫材、鋼製定規を用いて均し面を平坦に仕上げなければならない。

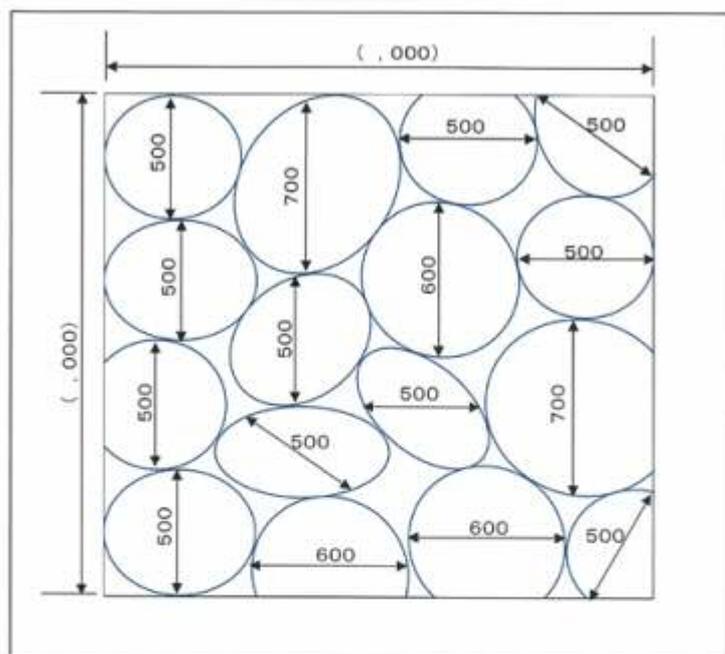
#### 1-7-7 かご工

かご工の施工については、本編1-5-1 3かご工の規定によるものとする。

#### 1-7-8 巨石据付（底張）工

1. 受注者は、巨石底張の施工にあたっては第2編第2章 石の規格に適合するものを使用するものとする。
2. 受注者は、巨石底張の施工にあたっては巨石を隙間なく敷き並べなければならない。
3. 受注者は一定区間ごとに巨石据付完了後（胴コン有の場合はコンクリート打設前）に全景写真と巨石配置図を作成し承認を得るものとする。
4. 受注者は前条承認図を基に、1回以上立会を受けるものとする。

巨石配置図（例）



	単位	設計図書	施工案
		石径500mm内外	石径(500~700)
横断形状			
0m2当り 石材数量 φ500	個	18	11
0m2当り 石材数量 φ600	個	0	3
0m2当り 石材数量 φ700	個	0	2
計	個	18	16

## 第8節 水制工

### 1-8-1 一般事項

1. 本節は、水制工として作業土工（床掘り・埋戻し）、沈床工、捨石工、かご工、元付工、牛・枠工、杭出し水制工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 受注者は、水制工の施工については、予期しない障害となる工作物等が現れた場合には、設計図書に関して監督員と協議し、これを処理しなければならない。
3. 受注者は、水制工の施工にあたっては、河床変動を抑止する水制群中の各水制の設置方法及び順序を選定し、施工計画書に記載しなければならない。なお、設計図書において設置方法及び順序を指定した場合に係る河床変動に対する処置については、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

**1-8-2 作業土工（床掘り・埋戻し）**

作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定によるものとする。

**1-8-3 沈床工**

沈床工の施工については、本編1-7-5沈床工の規定によるものとする。

**1-8-4 捨石工**

捨石工の施工については、本編1-7-6捨石工の規定によるものとする。

**1-8-5 かご工**

かご工の施工については、本編1-5-13かご工の規定によるものとする。

**1-8-6 元付工**

元付工の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

**1-8-7 牛・枠工**

1. 受注者は、牛・枠工の施工については、重なりかご及び尻押かごの鉄線じゃかごの施工を当日中に完了しなければならない。
2. 受注者は、川倉、聖牛、合掌わくの施工を前項により施工しなければならない。

**1-8-8 杭出し水制工**

1. 受注者は、杭出し水制の施工については、縦横貫は設計図書に示す方向とし、取付け箇所はボルトにて緊結し、取付け終了後、ナットが抜けないようにネジ山をつぶさなければならない。
2. 受注者は、杭出し水制の施工については、沈床、じゃかご等を下ばきとする場合には、下ばき部分を先に施工しなければならない。

**第9節 付帯道路工****1-9-1 一般事項**

本節は、付帯道路工として作業土工（床掘り・埋戻し）、路側防護柵工、舗装準備工、アスファルト舗装工、コンクリート舗装工、薄層カラー舗装工、ブロック舗装工、側溝工、集水柵工、縁石工、区画線工その他これらに類する工種について定めるものとする。

**1-9-2 作業土工（床掘り・埋戻し）**

作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定によるものとする。

**1-9-3 路側防護柵工**

路側防護柵工の施工については、第3編2-3-11路側防護柵工の規定によるものとする。

**1-9-4 舗装準備工**

舗装準備工の施工については、第3編2-6-4舗装準備工の規定によるものとする。

**1-9-5 アスファルト舗装工**

アスファルト舗装工の施工については、第3編2-6-5アスファルト舗装工の規定によるものとする。

**1-9-6 コンクリート舗装工**

コンクリート舗装工の施工については、第3編2-6-6コンクリート舗装工の規定によるものとする。

#### 1-9-7 薄層カラー舗装工

薄層カラー舗装工の施工については、第3編2-6-7薄層カラー舗装工の規定によるものとする。

#### 1-9-8 ブロック舗装工

ブロック舗装工の施工については、第3編2-6-8ブロック舗装工の規定によるものとする。

#### 1-9-9 側溝工

1. 受注者は、プレキャストU型側溝、L型側溝、自由勾配側溝の継目部の施工は、付着、水密性を保ち段差が生じないように施工しなければならない。
2. 受注者は、側溝蓋の設置については、側溝本体及び路面と段差が生じないよう平坦に施工しなければならない。
3. 受注者は、管渠の施工については、管渠の種類と埋設形式（突出型、溝型）の関係を損なうことのないようにするとともに基礎は、支持力が均等になるように、かつ不陸を生じないようにしなければならない。
4. 受注者は、コンクリート管、コルゲートパイプ管等の施工については、前後の水路とのすり付けを考慮して、その施工高、方向を定めなければならない。
5. 受注者は、管渠周辺の埋戻し及び盛土の施工については、管渠を損傷しないように、かつ偏心偏圧がかからないように、左右均等に層状に締固めなければならない。
6. 受注者は、フィルター材料を使用する場合は、排水性のよい砂またはクラッシュラン等を使用しなければならない。
7. 受注者は、ソケット付の管を布設するときは、上流側または高い側にソケットを向けなければならない。
8. 受注者は、基礎工の上に通りよく管を据付けるとともに、管の下面及びカラーの周囲にはコンクリートまたは固練りモルタルを充填し、空隙や漏水が生じないように施工しなければならない。
9. 受注者は、管の一部を切断する必要がある場合は、切断によって使用部分に損傷が生じないように施工しなければならない。損傷させた場合は、取換えなければならない。
10. 受注者は、コルゲートパイプの布設については、砂質土または軟弱地盤が出現した場合には、施工する前に設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
11. 受注者は、コルゲートパイプの組立てについては、上流側または高い側のセクションを下流側または低い側のセクションの内側に重ね合うようにし、重ね合わせ部分の接合は、パイプ断面の両側で行うものとし、底部及び頂部で行ってはならない。また、埋戻し後も可能な限りボルトの緊結状態を点検し、ゆるんでいるものがあれば締直しを行わなければならない。
12. 受注者は、コルゲートパイプの布設条件（地盤条件・出来形等）については設計図書によるものとし、予期しない沈下のおそれがある場合、上げ越しが必要な場合には、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

#### 1-9-10 集水柵工

1. 受注者は、集水柵の据付けについては、部材に損傷や衝撃を与えないようにしなければならない。またワイヤー等で損傷するおそれのある部分を保護しなければならない。
2. 受注者は、蓋の設置については、本体及び路面と段差が生じないよう平坦に施工しなければならない。

ならない。

#### 1-9-11 縁石工

縁石工の施工については、第3編2-3-8縁石工の規定によるものとする。

#### 1-9-12 区画線工

区画線工の施工については、第3編2-3-12区画線工の規定によるものとする。

### 第10節 付帯道路施設工

#### 1-10-1 一般事項

本節は、付帯道路施設工として境界工、道路付属物工、標識工その他これらに類する工種について定めるものとする。

#### 1-10-2 境界工

1. 受注者は、境界杭（鉋）の設置位置については、監督員の確認を受けるものとし、設置に際して隣接所有者と問題が生じた場合、速やかに監督員に連絡しなければならない。
2. 受注者は、境界杭の埋設箇所が岩盤等で、設計図書に示す深さまで掘削することが困難な場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
3. 受注者は、境界杭（鉋）の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、杭頭部に示す中心点又は矢印先端部を用地境界線と一致させ、文字「浜松市」が内側（官地側）になるようにしなければならない。
4. 受注者は、用地境界杭及び鉋について、工事施工に伴い移設が生じた場合は工事開始に先立ち用地図をもとに、関係者の立会等により適切な控杭をもうけなければならない。
5. 受注者は、工事終了時に用地図及び関係者の立会等により、用地境界杭及び鉋を復元又は設置しなければならない。
6. 受注者は、境界杭の地上からの設置高は、あらかじめ監督員と協議しなければならない。
7. 受注者は、境界杭の杭頭部にペイントを塗布するものとし、ペイントは合成樹脂調合ペイントとする。なお、ペイント色は赤とし頭部3cmを塗布するものとする。
8. 受注者は、境界鉋をコンクリート構造物上に設置する場合は、コンクリート構造物に面取りすることなく、確実に境界位置に堅固に設置しなければならない。

#### 1-10-3 道路付属物工

道路付属物工の施工については、第3編2-3-13道路付属物工の規定によるものとする。

#### 1-10-4 標識工

標識工の施工については、第3編2-3-9小型標識工の規定によるものとする。

### 第11節 光ケーブル配管工

#### 1-11-1 一般事項

本節は、光ケーブル配管工として作業土工（床掘り・埋戻し）、配管工、ハンドホール工その他これらに類する工種について定めるものとする。

#### 1-11-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定によるものとする。

### 1-11-3 配管工

1. 受注者は、配管工に使用する材料について、監督員の承諾を得るものとする。また、多孔陶管を用いる場合には、ひび割れの有無を確認して施工しなければならない。
2. 受注者は、単管の場合には、スペーサ等を用いて敷設間隔が均一となるよう施工しなければならない。
3. 受注者は、多孔管の場合には、隣接する各ブロックに目違いが生じないように、かつ、上下左右の接合が平滑になるよう施工しなければならない。
4. 受注者は、特殊部及び断面変化部等への管路材取付については、管路材相互の間隔を保ち、管路材の切口が同一垂直面になるよう取揃えて、管口及び管路材内部はケーブル引込み時にケーブルを傷つけないよう平滑に仕上げなければならない。
5. 受注者は、配管工の施工にあたり、埋設管路においては防護コンクリート打設後または埋戻し後に、また露出、添架配管においてはケーブル入線前に、管路が完全に接続されているか否かを通過試験により全ての管または孔について確認しなければならない。

### 1-11-4 ハンドホール工

1. 受注者は、ハンドホールの施工にあたっては、基礎について支持力が均等になるように、かつ不陸を生じないようにしなければならない。
2. 受注者は、保護管等との接合部において、設計図書に示された場合を除き、セメントと砂の比が1：3の配合のモルタルを用いて施工しなければならない。

## 第12節 軽量盛土工

### 1-12-1 一般事項

本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定めるものとする。

### 1-12-2 軽量盛土工

軽量盛土工の施工については、第3編2-11-2軽量盛土工の規定によるものとする。

## 第13節 地盤改良工

### 1-13-1 一般事項

本節は、地盤改良工として、表層安定処理工、パイルネット工、バーチカルドレーン工、締固め改良工、固結工その他これらに類する工種について定めるものとする。

### 1-13-2 表層安定処理工

表層安定処理工の施工については、第3編2-7-4表層安定処理工の規定によるものとする。

### 1-13-3 パイルネット工

パイルネット工の施工については、第3編2-7-5パイルネット工の規定によるものとする。

### 1-13-4 バーチカルドレーン工

バーチカルドレーン工の施工については、第3編2-7-7バーチカルドレーン工の規定によるものとする。

### 1-13-5 締固め改良工

締固め改良工の施工については、第3編2-7-8締固め改良工の規定によるものとする。

### 1-13-6 固結工

固結工の施工については、第3編2-7-9固結工の規定によるものとする。

## 第2章 浚渫（河川）

### 第1節 適用

1. 本章は、河川工事における浚渫工（ポンプ浚渫船）、浚渫工（グラブ船）、浚渫工（バックホウ浚渫船）、浚渫土処理工、仮設工その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。
3. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定によるものとする。
4. 受注者は、河川工事においては、水位、潮位の観測を必要に応じて実施しなければならない。
5. 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、関係基準等によらなければならない。

### 第2節 浚渫工（ポンプ浚渫船）

#### 2-2-1 一般事項

1. 本節は、浚渫工（ポンプ浚渫船）として浚渫船運転工（民船・官船）、作業船及び機械運転工、配土工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 受注者は、浚渫の作業位置、測量、サンプリング調査、数量、浚渫船、浚渫土砂、余水処理については、設計図書によらなければならない。
3. 受注者は、浚渫工の施工については、洪水に備え浚渫船、作業船及び作業に使用する機材の流出防止や洪水流下のさまたげにならないよう、施工前工事着手前に避難場所の確保及び退避設備の対策を講じなければならない。
4. 受注者は、浚渫工の施工については、船舶航行に支障をきたす物件を落とした場合には、直ちに関係機関へ通報し監督員へ連絡するとともに、すみやかに取り除かななければならない。
5. 受注者は、浚渫工の施工については、施工区域に標識及び量水標を設置しなければならない。
6. 受注者は、浚渫工の施工において、濁水位、平水位、最高水位、潮位及び流速・風浪等の水象・気象の施工に必要な資料を施工前に調査をしなければならない。
7. 受注者は、流水中の浚渫工の施工において、船の固定、浚渫時の河水汚濁等についての対策を講じなければならない。

#### 2-2-2 浚渫船運転工（民船・官船）

浚渫船運転工（民船・官船）の施工については、第3編2-16-3 浚渫船運転工の規定によるものとする。

#### 2-2-3 作業船及び機械運転工

受注者は、浚渫にあたり揚錨船、交通船、警戒船等の作業がある場合は、台数、設置位置等を施工計画書に記載しなければならない。

#### 2-2-4 配土工

1. 受注者は、配土工にあたり浚渫土砂が、排土箇所の外に流出するのを防止するために必要な処置をしなければならない。
2. 受注者は、排土箇所の表面に不陸の生じないようにしなければならない。
3. 受注者は、排送管からの漏水により、堤体への悪影響及び付近への汚染が生じないようにし

なければならぬ。

### 第3節 浚渫工（グラブ船）

#### 2-3-1 一般事項

1. 本節は、浚渫工（グラブ船）として、浚渫船運転工、作業船運転工、配土工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 受注者は、浚渫の作業位置、測量、サンプリング調査、数量、浚渫船、浚渫土砂、余水処理については、設計図書によらなければならない。
3. 受注者は、浚渫工の施工については、洪水に備え浚渫船、作業船及び作業に使用する機材の流出防止や洪水流下のさまたげにならないよう、施工前工事着手前に避難場所の確保及び退避設備の対策を講じなければならない。
4. 受注者は、浚渫工の施工については、船舶航行に支障をきたす物件を落とした場合には、直ちに関係機関へ通報し監督員へ連絡するとともに、すみやかに取り除かなければならない。
5. 受注者は、浚渫工の施工については、施工区域に標識及び量水標を設置しなければならない。
6. 受注者は、浚渫工の施工において、濁水位、平水位、最高水位、潮位及び流速・風浪等の水象・気象の施工に必要な資料を施工前に調査をしなければならない。
7. 受注者は、流水中の浚渫工の施工において、船の固定、浚渫時の河水汚濁等についての対策を講じなければならない。

#### 2-3-2 浚渫船運転工

浚渫船運転工の施工については、第3編2-16-3浚渫船運転工の規定によるものとする。

#### 2-3-3 作業船運転工

作業船運転工については、本編2-2-3作業船及び機械運転工の規定によるものとする。

#### 2-3-4 配土工

配土工の施工については、本編2-2-4配土工の規定によるものとする。

### 第4節 浚渫工（バックホウ浚渫船）

#### 2-4-1 一般事項

1. 本節は、浚渫工（バックホウ浚渫船）として、浚渫船運転工、作業船運転工、揚土工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 受注者は、浚渫の作業位置、測量、サンプリング調査、数量、浚渫船、浚渫土砂、余水処理については、設計図書によらなければならない。
3. 受注者は、浚渫工の施工については、洪水に備え浚渫船、作業船及び作業に使用する機材の流出防止や洪水流下のさまたげにならないよう、施工前に避難場所の確保及び退避設備の対策を講じなければならない。
4. 受注者は、浚渫工の施工については、船舶航行に支障をきたす物件を落とした場合には、直ちに関係機関へ通報し監督員へ連絡するとともに、すみやかに取り除かなければならない。
5. 受注者は、浚渫工の施工については、施工区域に標識及び量水標を設置しなければならない。
6. 受注者は、浚渫工の施工において、濁水位、平水位、最高水位、潮位及び流速・風浪等の水象・気象の施工に必要な資料を施工前に調査をしなければならない。

7. 受注者は、流水中の浚渫工の施工において、船の固定、浚渫時の河水汚濁等についての対策を講じなければならない。

#### 2-4-2 浚渫船運転工

浚渫船運転工の施工については、第3編2-16-3 浚渫船運転工の規定によるものとする。

#### 2-4-3 作業船運転工

作業船運転工の施工については、本編2-2-3 作業船運転工及び機械の規定によるものとする。

#### 2-4-4 揚土工

揚土工の施工については、本編2-2-4 配土工の規定によるものとする。

### 第5節 浚渫土処理工

#### 2-5-1 一般事項

本節は、浚渫土処理工として、浚渫土処理工その他これらに類する工種について定めるものとする。

#### 2-5-2 浚渫土処理工

1. 受注者は、浚渫土砂を指定した浚渫土砂受入れ地に搬出し、運搬中において漏出等を起こしてはならない。
2. 受注者は、浚渫土砂受入れ地に土砂の流出を防止する施設を設けなければならない。また、浚渫土砂受入れ地の状況、排出される土質を考慮し、土砂が流出しない構造としなければならない。
3. 受注者は、浚渫土砂受入れ地の計画埋立断面が示された場合において、作業進捗に伴いこれに満たないこと、もしくは、余剰土砂を生ずる見込みが判明した場合には、すみやかに設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
4. 受注者は、浚渫土砂受入れ地の表面を不陸が生じないようにしなければならない。
5. 受注者は、浚渫土砂受入れ地の作業区域に標識等を設置しなければならない。

### 第6節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、関係基準等によらなければならない。

## 第3章 樋門・樋管

### 第1節 適用

1. 本章は、河川工事における河川土工、軽量盛土工、地盤改良工、樋門・樋管本体工、護床工、水路工、付属物設置工、構造物撤去工、仮設工その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 河川土工、軽量盛土工は、第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工、第3編第2章第11節軽量盛土工の規定によるものとする。
3. 地盤改良工、構造物撤去工、仮設工は、第3編第2章第7節地盤改良工、第9節構造物撤去工、第10節仮設工の規定によるものとする。
4. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定によるものとする。
5. 受注者は、河川工事においては、水位、潮位の観測を必要に応じて実施しなければならない。特に、護岸工事等河川内で仮締切りを設置する工事を行う場合には、水位、潮位について、常に注意をし、災害防止に努めなければならない。

### 第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認をもとめなければならない。

国土交通省	仮締切堤設置基準（案）	（平成26年12月）
国土交通省	河川砂防技術基準	（令和元年7月）
国土開発技術研究センター	柔構造樋門設計の手引き	（平成10年11月）
国土交通省	機械工事共通仕様書（案）	（令和3年3月）
国土交通省	機械工事施工管理基準（案）	（令和元年10月）

### 第3節 樋門・樋管本体工

#### 3-3-1 一般事項

1. 本節は、樋門・樋管本体工として作業土工（床掘り・埋戻し）、既製杭工、場所打杭工、矢板工、函渠工、翼壁工、水叩工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 受注者は、樋門及び樋管の施工において、既設堤防の開削、仮締切、仮水路等の施工時期、順序及び構造については、設計図書によるものとする。
3. 受注者は、堤防に設ける仮締切は、設計図書に基づき施工するものとするが、現地状況によってこれにより難い仮締切を設置する場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。なお、その場合の仮締切は、堤防機能が保持できるものとしなければならない。
4. 受注者は、樋門・樋管の施工において、設計図書で定められていない仮水路を設ける場合には、内水排除のための河積確保とその流出に耐える構造としなければならない。
5. 受注者は、均しコンクリートの打設終了後、均しコンクリート下面の土砂の流出を防止しなければならない。

6. 受注者は、樋門・樋管の止水板については、塩化ビニル製止水板を用いるものとするが、変位の大きな場合にはゴム製止水板としなければならない。

なお、受注者は、樋管本体の継手に設ける止水板は、修復可能なものを使用しなければならない。

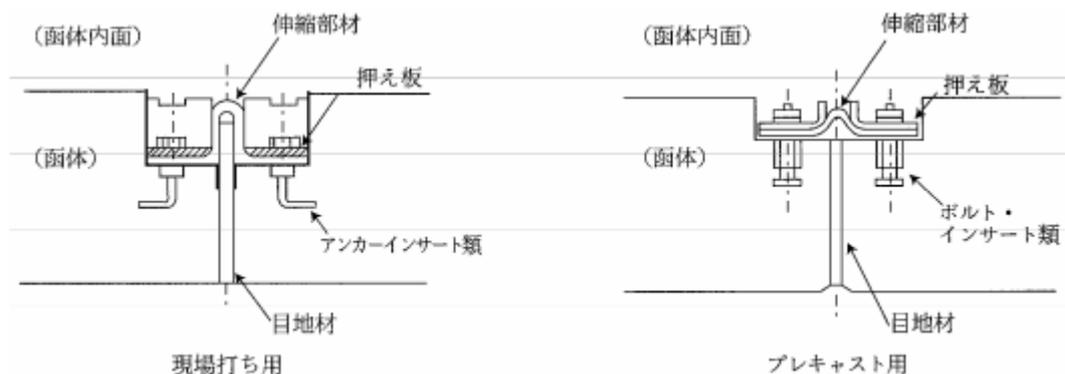


図3-1 止水板の構造(柔構造樋門設計の手引きによる)

### 3-3-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

1. 作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定によるものとする。
2. 受注者は、基礎下面の土質及び地盤改良工法等が設計図書と異なる場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
3. 受注者は、仮締切を設置した後の工事箇所は良好な排水状態に維持しなければならない。なお、仮締め切り内に予期しない湧水のある場合には、その処置について監督員に協議しなければならない。
4. 地盤改良の施工については、第3編第2章第7節地盤改良工の規定によるものとする。

### 3-3-3 既製杭工

既製杭工の施工については、第3編2-4-4既製杭工の規定によるものとする。

### 3-3-4 場所打杭工

場所打杭工の施工については、第3編2-4-5場所打杭工の規定によるものとする。

### 3-3-5 矢板工

1. 矢板工の施工については、第3編2-3-4矢板工の規定によるものとする。
2. 受注者は、樋門及び樋管の施工において、矢板の継手を損傷しないよう施工しなければならない。
3. 可撓矢板とは、樋門及び樋管本体と矢板壁の接続部近辺の変位に追随する矢板をいうものとする。

### 3-3-6 函渠工

1. 受注者は、函（管）渠工の施工にあたっては、基礎地盤の支持力が均等となるように、かつ不陸を生じないようにしなければならない。
2. 受注者は、基礎地盤支持力の確認を設計図書で定められている場合は、基礎地盤の支持力を確認し監督員に報告しなければならない。

3. 受注者は、函（管）渠工の施工にあたっては、施工中の躯体沈下を確認するため必要に応じて定期的に観測し、監督員に報告しなければならない。
4. 受注者は、ヒューム管の施工にあたり下記の事項により施工しなければならない。
  - (1) 受注者は、管渠工の施工にあたっては、管渠の種類と埋設形式（突出型、溝型）の関係を損なうことのないように施工しなければならない。
  - (2) 受注者は、ソケット付の管を布設するときは、上流側または高い側にソケットを向けなければならない。
  - (3) 受注者は、基礎工の上に通りよく管を据付けるとともに、管の下面及びカラーの周囲にはコンクリートまたは固練りモルタルを充てんし、空隙あるいは漏水が生じないように施工しなければならない。
  - (4) 受注者は、管の一部を切断する必要がある場合は、切断によって使用部分に損傷が生じないように施工しなければならない。損傷させた場合は、取換えなければならない。
5. 受注者は、コルゲートパイプの布設にあたり以下下記の事項により施工しなければならない。
  - (1) 布設するコルゲートパイプの基床及び裏込め土は、砂質土または砂とし、受注者は、パイプが不均等な外圧等により変形しないよう、十分な締め固めを行わなければならない。
  - (2) コルゲートパイプの組立ては、上流側または高い側のセクションを下流側または低い側のセクションの内側に重ね合うようにし、重ね合わせ部分の接合はパイプ断面の両側で行うものとする。また重ね合わせは底部及び頂部で行ってはならない。なお、埋戻し後も可能な限りボルトの緊結状態を点検し、ゆるんでいるものがあれば締直しを行わなければならない。
  - (3) 受注者は、コルゲートパイプの布設条件（地盤条件・出来形等）については設計図書によるものとし、予期しない沈下の恐れがあって、上げ越しが必要な場合には、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
6. 受注者は、鉄筋コンクリート（RC）及びプレストレストコンクリート（PC）構造の樋門及び樋管について下記の事項によらなければならない。
  - (1) 受注者は、弾性継手材を緊張材により圧縮することによって、函軸弾性構造とする場合には、緊張時における函体の自重による摩擦を軽減する措置を実施しなければならない。
  - (2) 受注者は、継手材にプレストレスを与えて弾性継手とする場合には、耐久性があり、弾性に富むゴム等の材料を用いなければならない。
  - (3) 受注者は、プレキャストブロック工法における函体ブロックの接合部を、設計荷重作用時においてフルプレストレス状態に保持しなければならないものとし、端面をプレストレス力的良好に伝達できるように処理しなければならない。
  - (4) 受注者は、函軸緊張方式におけるアンボンド工法の緊張材が定着部の1.0m以上を付着により函体コンクリートと一体化するようにしなければならない。
  - (5) 受注者は、緊張材を1本ないし数本ずつ組にして順々に緊張する場合には各緊張段階において、コンクリート函体及びプレストレインドゴム継手等の弾性継手材に有害な応力、変位が生じないようにしなければならない。
  - (6) 受注者は、摩擦減少層がプレストレス導入時の施工に大きな影響をおよぼすことから、使用材料、均しコンクリートの仕上げ等に注意しなければならない。
  - (7) 受注者は、プレキャスト工法等で底版と均しコンクリートの間に空隙が残ることがさけら

れない場合には、セメントミルク等でグラウトしなければならない。

7. 受注者は、鋼管の布設について下記の事項によらなければならない。

- (1) 受注者は、設計図書に明示した場合を除き、円形の函体断面を有し、継手がベローズタイプの鋼管を用いるものとし、管体の接合は溶接によらなければならない。
- (2) 受注者は、現場溶接を施工する前に、溶接に伴う収縮、変形、拘束等が全体や細部の構造に与える影響について検討しなければならない。
- (3) 受注者は、溶接部や溶接材料の汚れや乾燥状態に注意し、それらを良好な状態に保つのに必要な諸設備を現場に備え付けなければならない。
- (4) 受注者は、現場溶接に先立ち、開先の状態、材片の拘束状態について注意をはらわなければならない。
- (5) 受注者は、溶接材料、溶接確認等に関する溶接施工上の注意点は、設計図書によらなければならない。
- (6) 受注者は、以下下記の場合には、鋼製部材の現場塗装を行ってはならない。
  - ① 気温が5℃以下のとき。
  - ② 湿度が85%以上のとき。
  - ③ 塗料塗膜の乾燥前に降雨、雪、霜のおそれがあるとき。
  - ④ 炎天下で鋼材表面の温度が高く、塗膜に泡が生ずるおそれのあるとき。
  - ⑤ 降雨等で表面が濡れているとき。
  - ⑥ 風が強いとき及び塵埃が多いとき。
  - ⑦ その他、監督員が不相当と認めたとき。
- (7) 受注者は、塗装作業に先立ち、鋼材表面のさびや黒皮、ごみ、油類その他の付着物を除去しなければならない。
- (8) 受注者は、さび落としを完了した鋼材及び部材が塗装前にさびを生じるおそれのある場合には、プライマー等を塗布しておかななければならない。
- (9) 受注者は、現場塗装に先立ち、塗装面を清掃しなければならない。
- (10) 受注者は、部材の運搬及び組立て中に工場塗装がはがれた部分について、工場塗装と同じ塗装で補修しなければならない。
- (11) 受注者は、下層の塗料が完全に乾いた後でなければ上層の塗装を行ってはならない。

8. 受注者は、ダクタイル鋳鉄管の布設について下記の事項によらなければならない。

- (1) 受注者は、JIS G 5526（ダクタイル鋳鉄管[FCD420]）及び JIS G 5527（ダクタイル鋳鉄異形管[FCD420]）に適合したダクタイル鋳鉄管を用いなければならない。
- (2) 受注者は、継手の構造については、設計図書に明示されたものを用いなければならない。
- (3) 受注者は、継手接合前に受口表示マークの管種を確認し、設計図書と照合しなければならない。
- (4) 受注者は、管の据付け前に管の内外に異物等がないことを確認した上で、メーカーの表示マークの中心部分を管頂にして据付けなければならない。
- (5) 受注者は、継手接合に従事する配管工にダクタイル鋳鉄管の配管経験が豊富で、使用する管の材質や継手の特性、構造等を熟知したものを配置しなければならない。
- (6) 受注者は、接合の結果をチェックシートに記録しなければならない。

- (7) 受注者は、塗装前に内外面のさび、その他の付着物を除去後、塗料に適合した方法で鑄鉄管を塗装しなければならない。
- (8) 受注者は、現場で切断した管の端面や、管の外面の塗膜に傷が付いた箇所について、さびやごみ等を落として清掃し、水分を除去してから合成樹脂系塗料で塗装しなければならない。
- (9) 受注者は、塗装箇所が乾燥するまで現場で塗装した管を移動してはならない。

### 3-3-7 翼壁工

1. 翼壁工は、樋門及び樋管本体と分離させた構造とするものとする。
2. 受注者は、設計図書に示す止水板及び伸縮材で本体との継手を施工し、構造上変位が生じても水密性が確保できるよう施工しなければならない。
3. 受注者は、基礎の支持力が均等となり、かつ不陸を生じないように施工しなければならない。

### 3-3-8 水叩工

受注者は、設計図書に示す止水板及び伸縮材で床版との継手を施工し、構造上変位が生じても水密性が確保できるように施工しなければならない。

## 第4節 護床工

### 3-4-1 一般事項

本節は、護床工として作業土工（床掘り・埋戻し）、根固めブロック工、間詰工、沈床工、捨石工、かご工、巨石据付（底張）工その他これらに類する工種について定めるものとする。

### 3-4-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定によるものとする。

### 3-4-3 根固めブロック工

根固めブロック工の施工については、本編1-7-3根固めブロック工の規定によるものとする。

### 3-4-4 間詰工

1. 間詰コンクリートの施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。
2. 受注者は、吸出し防止材の施工については、平滑に施工しなければならない。

### 3-4-5 沈床工

沈床工の施工については、本編1-7-5沈床工の規定によるものとする。

### 3-4-6 捨石工

捨石工の施工については、本編1-7-6捨石工の規定によるものとする。

### 3-4-7 かご工

1. かご工の施工については、本編1-5-13かご工の規定によるものとする。
2. 受注者は、かごマットの中詰用ぐり石には、かごの厚さが30cmの場合はおおむね5cm～15cmのもの、かごの厚さが50cmの場合はおおむね15cm～20cmのもので、網目より大きな天然石または割ぐり石を使用しなければならない。

### 3-4-8 巨石据付（底張）工

巨石据付（底張）工の施工については、本編1-7-8巨石据付（底張）工の規程によるもの

とする。

## 第5節 水路工

### 3-5-1 一般事項

本節は、水路工として作業土工（床掘り・埋戻し）、側溝工、集水枡工、暗渠工、樋門接続暗渠工その他これらに類する工種について定めるものとする。

### 3-5-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定によるものとする。

### 3-5-3 側溝工

側溝工の施工については、本編1-9-9側溝工の規定によるものとする。

### 3-5-4 集水枡工

集水枡工の施工については、本編1-9-10集水枡工の規定によるものとする。

### 3-5-5 暗渠工

1. 暗渠工の施工については、本編3-3-6函渠工の規定によるものとする。
2. 受注者は、地下排水のための暗渠の施工にあたっては、土質に応じた基礎の締固め後、透水管及び集水用のフィルター材を埋設しなければならない。  
透水管及び集水用のフィルター材の種類、規格については、設計図書によるものとする。
3. 受注者は、フィルター材の施工の際に、粘性土が混入しないようにしなければならない。

### 3-5-6 樋門接続暗渠工

樋門接続暗渠工の施工については、本編3-3-6函渠工の規定によるものとする。

## 第6節 付属物設置工

### 3-6-1 一般事項

本節は、付属物設置工として作業土工（床掘り・埋戻し）、防止柵工、境界工、銘板工、点検施設工、階段工、観測施設工、グラウトホール工その他これらに類する工種について定めるものとする。

### 3-6-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定によるものとする。

### 3-6-3 防止柵工

防止柵工の施工については、第3編2-3-10防止柵工の規定によるものとする。

### 3-6-4 境界工

1. 受注者は、境界杭（鉋）の設置位置については、監督員の確認を受けるものとし、設置に際して隣接所有者と問題が生じた場合、速やかに監督員に連絡しなければならない。
2. 受注者は、境界杭の埋設箇所が岩盤等で、設計図書に示す深さまで掘削することが困難な場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
3. 受注者は、杭（鉋）の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、杭頭部に示す中心点又は矢印先端部を用地境界線と一致させ、文字「浜松市」が内側（官地側）になるようにしな

なければならない。

4. 受注者は、境界ブロックの施工においては、据付け前に清掃し、基礎上に安定よく据付け、目地モルタルを充填しなければならない。
5. 受注者は、境界ブロックの目地間隙を10mm以下程度として施工しなければならない。

### 3-6-5 銘板工

受注者は、銘板及び表示板の設置にあたって、材質、大きさ、取付け場所、記載事項を設計図書に基づき施工しなければならない。ただし、設計図書に明示のない場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

1. 銘板及び表示板の材質は鋳物用銅合金地金（JIS H 2202）とする。
2. 表示板の大きさは縦200mm＊横300mm、板厚8mm、字厚5mmの計13mmとする。
3. 表示板の取付け場所は次のとおりとする。

#### (1) 樋門・樋管

階段設置側の門柱外面とし、高さは図3-2のとおりとする。

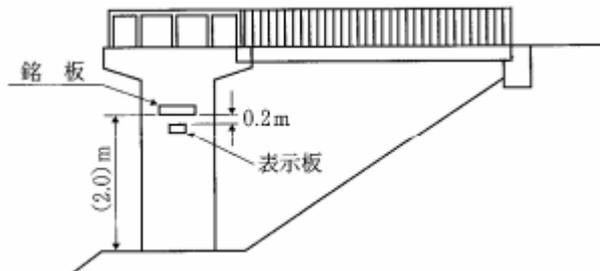


図3-2 樋門・樋管の銘板及び表示板の取付け場所

#### (2) 排水機場

排水機场上屋玄関の右又は左側の壁とし、高さは図3-3のとおりとする。吐出樋管、調圧水槽等には設けてはならない。

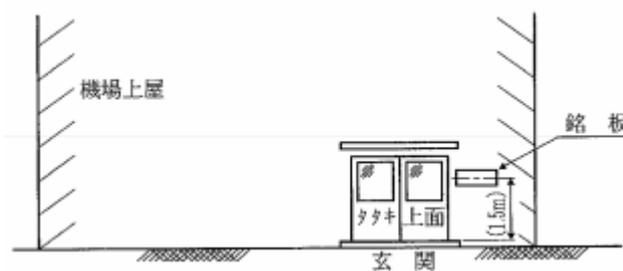


図3-3 排水機場の銘板及び表示板の取付け場所

4. 銘板及び表示板の記載事項は図3-4のとおりとする。

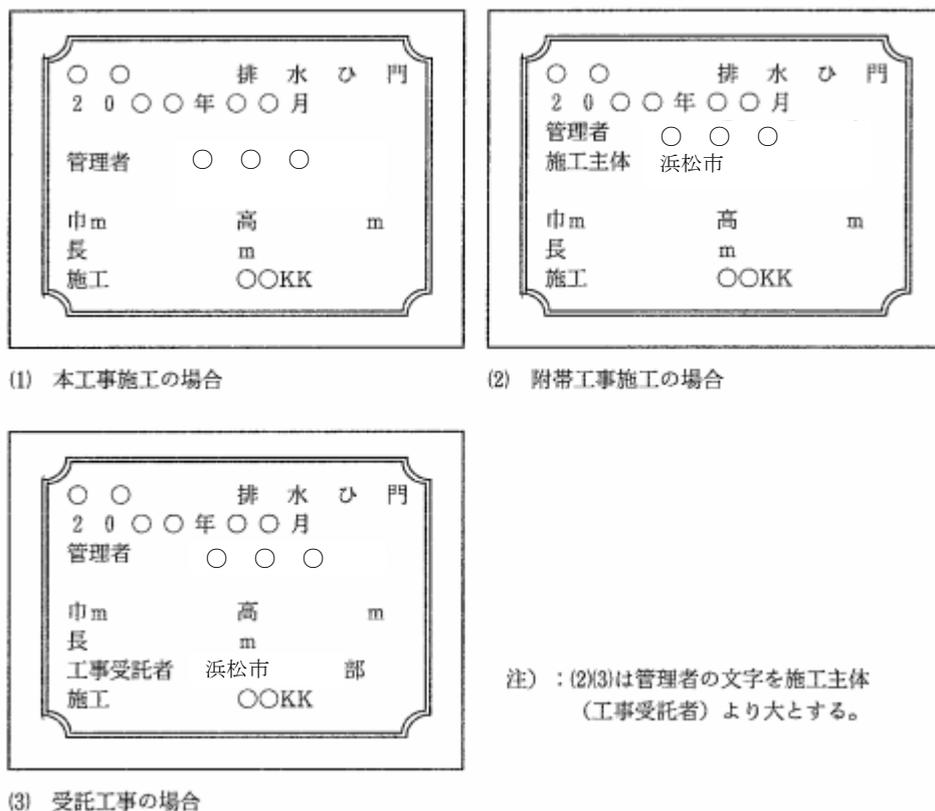


図3-4 記載事項

### 3-6-6 点検施設工

受注者は、点検施設を設計図書に基づいて施工できない場合には、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

### 3-6-7 階段工

受注者は、階段工を設計図書に基づいて施工できない場合には、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

### 3-6-8 観測施設工

受注者は、観測施設を設計図書に基づいて施工できない場合には、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

### 3-6-9 グラウトホール工

受注者は、グラウトホールを設計図書に基づいて施工できない場合には、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

## 第7節 軽量盛土工

### 3-7-1 一般事項

本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定めるものとする。

### 3-7-2 軽量盛土工

軽量盛土工の施工については、第3編2-11-2軽量盛土工の規定によるものとする。

## 第8節 地盤改良工

### 3-8-1 一般事項

本節は、地盤改良工として、固結工その他これらに類する工種について定めるものとする。

### 3-8-2 固結工

固結工の施工については、第3編2-7-9固結工の規定によるものとする。

## 第4章 水門

### 第1節 適用

1. 本章は、河川工事における工場製作工、工場製品輸送工、河川土工、軽量盛土工、水門本体工、護床工、付属物設置工、鋼管理橋上部工、橋梁現場塗装工、床版工、橋梁付属物工（鋼管理橋）、橋梁足場等設置工（鋼管理橋）、コンクリート管理橋上部工（PC橋）、コンクリート管理橋上部工（PCホロースラブ橋）、橋梁付属物工（コンクリート管理橋）、橋梁足場等設置工（コンクリート管理橋）、舗装工、仮設工その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 工場製品輸送工、仮設工は、第3編第2章第8節工場製品輸送工、第10節仮設工の規定によるものとする。
3. 河川土工、軽量盛土工は、第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工、第3編第2章第11節軽量盛土工の規定によるものとする。

### 第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認をもとめなければならない。

国土交通省	仮締切堤設置基準（案）	（平成26年12月）
ダム・堰施設技術協会	ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編）	（平成28年10月）
日本道路協会	道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）	（平成29年11月）
日本道路協会	道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）	（平成29年11月）
日本道路協会	道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編）	（平成29年11月）
日本道路協会	道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）	（平成29年11月）
土木学会	プレストレストコンクリート工法設計施工指針	（平成3年3月）
国土交通省	機械工事施工管理基準（案）	（令和元年10月）
国土交通省	機械工事塗装要領（案）・同解説	（平成22年4月）
日本道路協会	道路橋支承便覧	（平成31年2月）

### 第3節 工場製作工

#### 4-3-1 一般事項

本節は、工場製作工として桁製作工、鋼製伸縮継手製作工、落橋防止装置製作工、鋼製排水管製作工、橋梁用防護柵製作工、鋳造費、仮設材製作工及び工場塗装工その他これらに類する工種について定めるものとする。

#### 4-3-2 材料

材料については、第10編4-3-2材料の規定によるものとする。

#### 4-3-3 桁製作工

桁製作工の施工については、第3編2-3-14桁製作工の規定によるものとする。

**4-3-4 鋼製伸縮継手製作工**

鋼製伸縮継手製作工については、第10編4-3-5鋼製伸縮継手製作工の規定によるものとする。

**4-3-5 落橋防止装置製作工**

落橋防止装置製作工については、第10編4-3-6落橋防止装置製作工の規定によるものとする。

**4-3-6 鋼製排水管製作工**

鋼製排水管製作工については、第10編4-3-7鋼製排水管製作工の規定によるものとする。

**4-3-7 橋梁用防護柵製作工**

橋梁用防護柵製作工については、第10編4-3-8鋼製排水管製作工の規定によるものとする。

**4-3-8 鑄造費**

受注者は、橋歴板の材質については、JIS H 2202（鑄物用銅合金地金）によらなければならない。

**4-3-9 仮設材製作工**

受注者は、製作・仮組・輸送・架設等に用いる仮設材は、工事目的物の品質・性能が確保できる規模と強度を有することを確認しなければならない。

**4-3-10 工場塗装工**

工場塗装工の施工については、第3編2-3-15工場塗装工の規定によるものとする。

**第4節 水門本體工****4-4-1 一般事項**

1. 本節は、水門本體工として作業土工（床掘り・埋戻し）、既製杭工、場所打杭工、矢板工（遮水矢板）、床版工、堰柱工、門柱工、ゲート操作台工、胸壁工、翼壁工、水叩工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 受注者は、水門工の施工においては、水位、潮位の観測を必要に応じて実施しなければならない。
3. 受注者は、水門の施工における既設堤防の開削、仮締切、仮水路等の施工時期、順序及び構造については、設計図書に基づき施工しなければならない。
4. 受注者は、河川堤防の開削に伴って設置する仮締切は堤防機能が保持できる構造物としなければならない。
5. 受注者は、水門の施工において、設計図書に定められていない仮水路を設ける場合には、内水排除のための河積確保とその流出に耐える構造としなければならない。

**4-4-2 材料**

水門工の施工に使用する材料は設計図書に明示したものとし、記載のない材料を使用する場合には、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。

**4-4-3 作業土工（床掘り・埋戻し）**

作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定によるものとする。

**4-4-4 既製杭工**

既製杭工の施工については、第3編2-4-4既製杭工の規定によるものとする。

#### 4-4-5 場所打杭工

場所打杭工の施工については、第3編2-4-5場所打杭工の規定によるものとする。

#### 4-4-6 矢板工（遮水矢板）

矢板工の施工については、第3編2-3-4矢板工の規定によるものとする。

#### 4-4-7 床版工

1. 受注者は、床版工の施工にあたっては、床付地盤と敷均しコンクリート、本体コンクリート、止水矢板との水密性を確保しなければならない。
2. 受注者は、コンクリート打設にあたっては、床版工1ブロックを打ち継ぎ目なく連続して施工しなければならない。なお、コンクリートの打設方法は層打ちとしなければならない。
3. 受注者は、埋設される鋼構造物の周辺コンクリートの打ち込みは、本体コンクリートと同時施工しなければならない。その場合、埋設鋼構造物がコンクリート打ち込み圧、偏荷重、浮力、その他の荷重によって移動しないように据付架台、支保工その他の据付材で固定するほか、コンクリートが充填しやすいように、形鋼等の組合せ部に空気溜りが生じないようにしなければならない。

なお、同時施工が困難な場合は、設計図書に関して監督員と協議し箱抜き工法（二次コンクリート）とすることができる。その場合、本体（一次）コンクリートと二次コンクリートの付着を確保するため、原則としてチップング等の接合面の処理を行い水密性を確保しなければならない。

4. 受注者は、埋設鋼構造物周辺のコンクリートは、所定の強度、付着性、水密性を有するとともにワーカビリティに富んだものとし、適切な施工方法で打ち込み、締め固めをしなければならない。

#### 4-4-8 堰柱工

1. 受注者は、端部堰柱の施工に際して、周辺埋め戻し土との水密性を確保しなければならない。
2. 受注者は、コンクリート打設にあたっては、原則として堰柱工1ブロックを打ち継ぎ目なく連続して施工しなければならない。
3. 埋設される鋼構造物の周辺コンクリートの打ち込みについては、本編4-4-7床版工第3項及び第4項の規定によるものとする。

#### 4-4-9 門柱工

埋設される鋼構造物の周辺コンクリートの打ち込みについては、本編4-4-7床版工第3項及び第4項の規定によるものとする。

#### 4-4-10 ゲート操作台工

1. 受注者は、コンクリート打設にあたっては、操作台1ブロックを打ち継ぎ目なく連続して施工しなければならない。
2. 受注者は、操作台開孔部の施工については、設計図書に従い補強しなければならない。

#### 4-4-11 胸壁工

胸壁工は、水門本体と一体とした構造とするものとする。

#### 4-4-12 翼壁工

1. 翼壁工は、水門及び水門本体と分離させた構造とするものとする。

2. 受注者は、設計図書に示す止水板及び伸縮材で本体との継手を施工し、構造上変位が生じても水密性が確保できるように施工しなければならない。

3. 受注者は、基礎の支持力が均等となり、かつ不陸を生じないように施工しなければならない。

#### 4-4-13 水叩工

受注者は、設計図書に示す止水板及び伸縮材で床版との継手を施工し、構造上変位が生じても水密性が確保できるように施工しなければならない。

### 第5節 護床工

#### 4-5-1 一般事項

本節は、護床工として作業土工（床掘り・埋戻し）、根固めブロック工、間詰工、沈床工、捨石工、かご工その他これらに類する工種について定めるものとする。

#### 4-5-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定によるものとする。

#### 4-5-3 根固めブロック工

根固めブロック工の施工については、本編1-7-3根固めブロック工の規定によるものとする。

#### 4-5-4 間詰工

間詰工については、本編1-7-4間詰工の規定によるものとする。

#### 4-5-5 沈床工

沈床工の施工については、本編1-7-5沈床工の規定によるものとする。

#### 4-5-6 捨石工

捨石工の施工については、本編1-7-6捨石工の規定によるものとする。

#### 4-5-7 かご工

かご工については、本編3-4-7かご工の規定によるものとする。

### 第6節 付属物設置工

#### 4-6-1 一般事項

本節は、付属物設置工として防止柵工、境界工、作業土工（床掘り・埋戻し）、管理橋受台工、銘板工、点検施設工、階段工、観測施設工その他これらに類する工種について定めるものとする。

#### 4-6-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定によるものとする。

#### 4-6-3 防止柵工

防止柵工の施工については、第3編2-3-10防止柵工の規定によるものとする。

#### 4-6-4 境界工

境界工の施工については、本編3-6-4境界工の規定によるものとする。

#### 4-6-5 管理橋受台工

受注者は、現地の状況により設計図書に示された構造により難しい場合は、設計図書に関して監

督員と協議しなければならない。

#### 4-6-6 銘板工

銘板工の施工については、本編3-6-5銘板工の規定によるものとする。

#### 4-6-7 点検施設工

点検施設工の施工については、本編3-6-6点検施設工の規定によるものとする。

#### 4-6-8 階段工

階段工の施工については、本編3-6-7階段工の規定によるものとする。

#### 4-6-9 観測施設工

観測施設工の施工については、本編3-6-8観測施設工の規定によるものとする。

### 第7節 鋼管理橋上部工

#### 4-7-1 一般事項

1. 本節は、鋼管理橋上部工として地組工、架設工（クレーン架設）、架設工（ケーブルクレーン架設）、架設工（ケーブルエレクション架設）、架設工（架設桁架設）、架設工（送出し架設）、架設工（トラベラークレーン架設）、支承工、現場継手工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 受注者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行い、その結果を監督員に提出しなければならない。
3. 受注者は、架設にあたっては、架設時の部材の応力と変形等を十分検討し、上部工に対する悪影響が無いことを確認しておかなければならない。
4. 受注者は、架設に用いる仮設備及び架設用機材については、工事目的物の品質・性能が確保できる規模と強度を有することを確認しなければならない。
5. 受注者は、同種塗装工事に従事した経験を有する塗装作業者を工事に従事させなければならない。

#### 4-7-2 材料

1. 受注者は、設計図書に定めた仮設構造物の材料の選定にあたっては、次の各項目について調査し、材料の品質・性能を確認しなければならない。
  - (1) 仮設物の設置条件(設置期間、荷重頻度等)
  - (2) 関係法令
  - (3) 部材の腐食、変形等の有無に対する条件(既往の使用状態等)
2. 受注者は、仮設構造物の変位は上部構造から決まる許容変位量を超えないように点検し、調整しなければならない。
3. 舗装工で以下の材料を使用する場合は、設計図書によらなければならない。
  - (1) 表層・基層に使用するアスファルト及びアスファルト混合物の種類
  - (2) 石粉以外のフィラーの品質
4. 受注者は、以下の材料を使用する場合は、試験結果を工事に使用する前に監督員へ提出しなければならない。ただし、これまでに使用実績があるものを用いる場合には、監督員の承諾を得て、試験結果の提出を省略する事ができる。
  - (1) 基層及び表層に使用する骨材

5. 受注者は、舗装工で以下の材料を使用する場合は、工事に使用する前に、材料の品質を証明する資料を監督員に提出しなければならない。

- (1) 基層及び表層に使用するアスファルト
- (2) プライムコート及びタックコートに使用する瀝青材料

なお、品質の証明を監督員に承諾された瀝青材料であっても、製造 60 日を経過した材料を使用してはならない。

6. 受注者は、小規模工事においては、第4項の規定に係わらず、これまでの実績又は定期試験結果の提出により、以下の骨材の骨材試験の実施を省略できる。

- (1) 基層及び表層に使用する骨材

7. 現場塗装の材料については、本編 4-3-2 材料の規定によるものとする。

#### 4-7-3 地組工

地組工については、第 10 編 4-4-3 地組工の規定によるものとする。

#### 4-7-4 架設工（クレーン架設）

架設工（クレーン架設）については、第 10 編 4-4-4 架設工（クレーン架設）の規定によるものとする。

#### 4-7-5 架設工（ケーブルクレーン架設）

架設工（ケーブルクレーン架設）については、第 10 編 4-4-5 架設工（ケーブルクレーン架設）の規定によるものとする。

#### 4-7-6 架設工（ケーブルエレクション架設）

架設工（ケーブルエレクション架設）については、第 10 編 4-4-6 架設工（ケーブルエレクション架設）の規定によるものとする。

#### 4-7-7 架設工（架設桁架設）

架設工（架設桁架設）については、第 10 編 4-4-7 架設工（架設桁架設）の規定によるものとする。

#### 4-7-8 架設工（送出し架設）

架設工（送出し架設）については、第 10 編 4-4-8 架設工（送出し架設）の規定によるものとする。

#### 4-7-9 架設工（トラベラークレーン架設）

架設工（トラベラークレーン架設）については、第 10 編 4-4-9 架設工（トラベラークレーン架設）の規定によるものとする。

#### 4-7-10 支承工

受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第 6 章 支承部の施工」（日本道路協会）によらなければならない。

#### 4-7-11 現場継手工

現場継手工については、第 10 編 4-4-11 現場継手工の規定によるものとする。

### 第 8 節 橋梁現場塗装工

#### 4-8-1 一般事項

本節は、橋梁現場塗装工として現場塗装工その他これらに類する工種について定めるものとする。

る。

#### 4-8-2 現場塗装工

現場塗装工の施工については、第3編2-3-37 現場塗装工の規定によるものとする。

### 第9節 床版工

#### 4-9-1 一般事項

本節は、床版工として、床版工その他これらに類する工種について定めるものとする。

#### 4-9-2 床版工

床版工の施工については、第3編2-18-2 床版工の規定によるものとする。

### 第10節 橋梁付属物工（鋼管理橋）

#### 4-10-1 一般事項

本節は、橋梁付属物工として伸縮装置工、排水装置工、地覆工、橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工、検査路工、銘板工その他これらに類する工種について定めるものとする。

#### 4-10-2 伸縮装置工

伸縮装置工については、第10編4-7-2 伸縮装置工の規定によるものとする。

#### 4-10-3 排水装置工

排水装置工については、第10編4-7-4 排水装置工の規定によるものとする。

#### 4-10-4 地覆工

地覆工については、第10編4-7-5 地覆工の規定によるものとする。

#### 4-10-5 橋梁用防護柵工

橋梁用防護柵工については、第10編4-7-6 橋梁用防護柵工の規定によるものとする。

#### 4-10-6 橋梁用高欄工

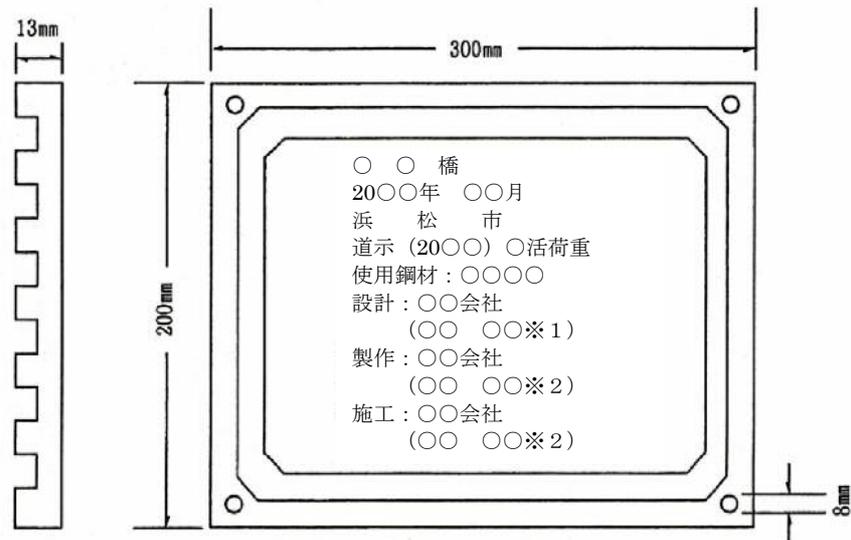
橋梁用高欄工については、第10編4-7-7 橋梁用高欄工の規定によるものとする。

#### 4-10-7 検査路工

検査路工については、第10編4-7-8 検査路工の規定によるものとする。

#### 4-10-8 銘板工

1. 受注者は、橋歴板の作成については、材質は JIS H 2202（鋳物用銅合金地金）を使用し、寸法及び記載事項は、図4-1によらなければならない。ただし、記載する技術者等の氏名について、これにより難い場合は監督員と協議しなければならない。
2. 受注者は、橋歴板は起点左側、橋梁端部に取付けるものとし、取付け位置については、監督員の指示によらなければならない。
3. 受注者は、橋歴板に記載する年月は、橋梁の製作年月を記入しなければならない。



板厚 8 mm、字厚 5 mm、計 13 mm

※ 1 管理技術者氏名、※ 2 監理技術者氏名

図 4-1 銘板の寸法及び記載事項

## 第 1 1 節 橋梁足場等設置工（鋼管理橋）

### 4-1-1-1 一般事項

本節は、橋梁足場等設置工（鋼管理橋）として橋梁足場工、橋梁防護工、昇降用設備工その他これらに類する工種について定めるものとする。

### 4-1-1-2 橋梁足場工

橋梁足場工の施工については、第 10 編 4-9-2 橋梁足場工の規定によるものとする。

### 4-1-1-3 橋梁防護工

橋梁防護工の施工については、第 10 編 4-9-3 橋梁防護工の規定によるものとする。

### 4-1-1-4 昇降用設備工

昇降用設備工の施工については、第 10 編 4-9-4 昇降用設備工の規定によるものとする。

## 第 1 2 節 コンクリート管理橋上部工（PC橋）

### 4-1-2-1 一般事項

1. 本節は、コンクリート管理橋上部工（PC橋）としてプレテンション桁製作工（購入工）、ポストテンション桁製作工、プレキャストセグメント製作工（購入工）、プレキャストセグメント主桁組立工、支承工、架設工（クレーン架設）、架設工（架設桁架設）、床版・横組工、落橋防止装置工その他これらに類する工種について定めるものである。
2. 受注者は、コンクリート管理橋の製作工については、第 1 編 1-1-4 施工計画書第 1 項の施工計画への記載内容に加えて次の事項を記載した施工計画書を提出しなければならない。
  - (1) 使用材料（セメント、骨材、混和材料、鋼材等の品質、数量）
  - (2) 施工方法（鉄筋工、型枠工、PC工、コンクリート工等）
  - (3) 主桁製作設備（機種、性能、使用期間等）
  - (4) 試験ならびに品質管理計画（作業中の管理、検査等）

3. 受注者は、シースの施工については、セメントペーストの漏れない構造とし、コンクリート打設時の圧力に耐える強度を有するものを使用しなければならない。
4. 受注者は、定着具及び接続具の使用については、定着または接続されたPC鋼材がJISまたは設計図書に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破壊することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。
5. 受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-1~4（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。

#### **4-12-2 プレテンション桁製作工（購入工）**

プレテンション桁製作工（購入工）は、第10編5-4-2プレテンション桁製作工（購入工）の規定によるものとする。

#### **4-12-3 ポストテンション桁製作工**

ポストテンション桁製作工は、第10編5-4-3ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。

#### **4-12-4 プレキャストセグメント製作工（購入工）**

プレキャストセグメント製作工（購入工）は、第10編5-4-4プレキャストセグメント製作工（購入工）の規定によるものとする。

#### **4-12-5 プレキャストセグメント主桁組立工**

プレキャストセグメント主桁組立工は、第10編5-4-5プレキャストセグメント主桁組立工の規定によるものとする。

#### **4-12-6 支承工**

支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」（日本道路協会）の規定によるものとする。

#### **4-12-7 架設工（クレーン架設）**

架設工（クレーン架設）は、第10編4-4-4架設工（クレーン架設）の規定によるものとする。

#### **4-12-8 架設工（架設桁架設）**

架設工（架設桁架設）は、第10編5-4-8架設工（架設桁架設）の規定によるものとする。

#### **4-12-9 床版・横組工**

床版・横組工は、第10編5-4-9床版・横組工の規定によるものとする。

#### **4-12-10 落橋防止装置工**

受注者は、設計図書に基づいて落橋防止装置を施工しなければならない。

### **第13節 コンクリート管理橋上部工（PCホロースラブ橋）**

#### **4-13-1 一般事項**

本節は、コンクリート管理橋上部工(PCホロースラブ橋)として架設支保工(固定)、支承工、落橋防止装置工、PCホロースラブ製作工その他これらに類する工種について定めるものである。

#### **4-13-2 架設支保工（固定）**

支保工及び支保工基礎の施工については、第1編第3章第8節型枠及び支保の規定によるものとする。

#### 4-13-3 支承工

支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」（日本道路協会）の規定によるものとする。

#### 4-13-4 落橋防止装置工

受注者は、設計図書に基づいて落橋防止装置を施工しなければならない。

#### 4-13-5 PCホロースラブ製作工

PCホロースラブ製作工は第10編5-6-4 PCホロースラブ製作工の規定によるものとする。

### 第14節 橋梁付属物工（コンクリート管理橋）

#### 4-14-1 一般事項

本節は、橋梁付属物工（コンクリート管理橋）として伸縮装置工、排水装置工、地覆工、橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工、検査路工、銘板工その他これらに類する工種について定めるものとする。

#### 4-14-2 伸縮装置工

伸縮装置工の施工については、第3編2-3-30伸縮装置工の規定によるものとする。

#### 4-14-3 排水装置工

排水装置工の施工については、第10編4-7-4排水装置工の規定によるものとする。

#### 4-14-4 地覆工

地覆工の施工については、第10編4-7-5地覆工の規定によるものとする。

#### 4-14-5 橋梁用防護柵工

橋梁用防護柵工の施工については、第10編4-7-6橋梁用防護柵工の規定によるものとする。

#### 4-14-6 橋梁用高欄工

橋梁用高欄工の施工については、第10編4-7-7橋梁用高欄工の規定によるものとする。

#### 4-14-7 検査路工

検査路工の施工については、第10編4-7-8検査路工の規定によるものとする。

#### 4-14-8 銘板工

銘板工の施工については、第3編2-3-31銘板工の規定によるものとする。

### 第15節 橋梁足場等設置工（コンクリート管理橋）

#### 4-15-1 一般事項

本節は、橋梁足場等設置工（コンクリート管理橋）として橋梁足場工、橋梁防護工、昇降用設備工その他これらに類する工種について定めるものとする。

#### 4-15-2 橋梁足場工

橋梁足場工の施工については、第10編4-9-2橋梁足場工の規定によるものとする。

#### 4-15-3 橋梁防護工

橋梁防護工の施工については、第10編4-9-3橋梁防護工の規定によるものとする。

#### 4-15-4 昇降用設備工

昇降用設備工の施工については、第10編4-9-4昇降用設備工の規定によるものとする。

## 第16節 舗装工

### 4-16-1 一般事項

1. 本節は、舗装工として舗装準備工、橋面防水工、アスファルト舗装工、半たわみ性舗装工、排水性舗装工、透水性舗装工、グースアスファルト舗装工、コンクリート舗装工、薄層カラー舗装工、ブロック舗装工の施工その他これらに類する工種について定めるものである。
2. 受注者は、舗装工において、使用する材料のうち、試験が伴う材料については、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会）の規定に基づき試験を実施しなければならない。
3. 受注者は、路盤の施工において、路床面または下層路盤面に異常を発見したときは、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
4. 受注者は、路盤の施工に先立って、路床面の浮石、その他の有害物を除去しなければならない。

### 4-16-2 材料

材料については、第3編2-6-1（2）材料の規定によるものとする。

### 4-16-3 舗装準備工

舗装準備工の施工については、第3編2-6-4舗装準備工の規定によるものとする。

### 4-16-4 橋面防水工

橋面防水工の施工については、第3編2-6-4（2）橋面防水工の規定によるものとする。

### 4-16-5 アスファルト舗装工

アスファルト舗装工の施工については、第3編2-6-5アスファルト舗装工の規定によるものとする。

### 4-16-6 半たわみ性舗装工

半たわみ性舗装工の施工については、第3編2-6-5（2）半たわみ性舗装工の規定によるものとする。

### 4-16-7 排水性舗装工

排水性舗装工の施工については、第3編2-6-5（3）排水性舗装工の規定によるものとする。

### 4-16-8 透水性舗装工

透水性舗装工の施工については、第3編2-6-5（4）透水性舗装工の規定によるものとする。

### 4-16-9 グースアスファルト舗装工

グースアスファルト舗装工の施工については、第3編2-6-5（5）グースアスファルト舗装工の規定によるものとする。

### 4-16-10 コンクリート舗装工

1. コンクリート舗装工の施工については、第3編2-6-6コンクリート舗装工の規定によるものとする。
2. 現場練りコンクリートを使用する場合の配合は配合設計を行い、設計図書に関して監督員の承諾を得るものとする。
3. 粗面仕上げは、フロート、ハケ及びほうき等で行うものとする。
4. 初期養生において、コンクリート皮膜養生剤を原液濃度で70g/m<sup>2</sup>程度を入念に散布し、三角

屋根、麻袋等で十分に行うものとする。

5. 目地注入材は、加熱注入式高弾性タイプ（路肩側低弾性タイプ）を使用するものとする。

6. 横収縮目地及び縦目地は、カッタ目地とし、横収縮目地は30mに1箇所程度の打込み目地とするものとする。

#### **4-16-11 薄層カラー舗装工**

薄層カラー舗装工の施工については、第3編2-6-7薄層カラー舗装工の規定によるものとする。

#### **4-16-12 ブロック舗装工**

ブロック舗装工の施工については、第3編2-6-8ブロック舗装工の規定によるものとする。

### **第17節 工場製品輸送工**

#### **4-17-1 一般事項**

本節は、工場製品輸送工として、輸送工その他これらに類する工種について定めるものとする。

#### **4-17-2 輸送工**

輸送工の施工については、第3編2-8-2輸送工の規定によるものとする。

### **第18節 軽量盛土工**

#### **4-18-1 一般事項**

本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定めるものとする。

#### **4-18-2 軽量盛土工**

軽量盛土工の施工については、第3編2-11-2軽量盛土工の規定によるものとする。

## 第5章 堰

### 第1節 適用

1. 本章は、河川工事における工場製作工、工場製品輸送工、河川土工、軽量盛土工、可動堰本体工、固定堰本体工、魚道工、管理橋下部工、鋼管理橋上部工、橋梁現場塗装工、床版工、橋梁付属物工(鋼管理橋)、橋梁足場等設置工(鋼管理橋)、コンクリート管理橋上部工(PC橋)、コンクリート管理橋上部工(PCホロースラブ橋)、コンクリート管理橋上部工(PC箱桁橋)、橋梁付属物工(コンクリート管理橋)、橋梁足場等設置工(コンクリート管理橋)、付属物設置工、仮設工その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 工場製品輸送工、河川土工、軽量盛土工、仮設工は、第3編第2章第8節工場製品輸送工、第1編第2章第3節河川土工、海岸土工、砂防土工、第3編第2章第11節軽量盛土工、第3編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。
3. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定によるものとする。
4. 受注者は、河川工事において、水位、潮位の観測を必要に応じて実施しなければならない。
5. 受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは「機械工事共通仕様書(案)」(国土交通省)の規定によらなければならない。

### 第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認をもとめなければならない。

ダム・堰施設技術協会	ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・設備計画マニュアル編)	(平成28年10月)
国土開発技術研究センター	ゴム引布製起伏堰技術基準(案)	(平成12年10月)
国土交通省	仮締切堤設置基準(案)	(平成26年12月)
日本道路協会	道路橋示方書・同解説(Ⅰ共通編)	(平成29年11月)
日本道路協会	道路橋示方書・同解説(Ⅱ鋼橋・鋼部材編)	(平成29年11月)
日本道路協会	道路橋示方書・同解説(Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編)	(平成29年11月)
日本道路協会	道路橋示方書・同解説(Ⅳ下部構造編)	(平成29年11月)
日本道路協会	鋼道路橋施工便覧	(令和2年9月)
日本道路協会	道路橋支承便覧	(平成31年2月)
土木学会	プレストレストコンクリート工法設計施工指針	(平成3年3月)

### 第3節 工場製作工

#### 5-3-1 一般事項

1. 本節は、工場製作工として、刃口金物製作工、桁製作工、検査路製作工、鋼製伸縮継手製作工、落橋防止装置製作工、鋼製排水管製作工、プレビーム用桁製作工、橋梁用防護柵製作工、

casting fee, anchor frame manufacturing work, temporary structure manufacturing work, factory painting work, and other work similar to these. Specify the items.

2. The contractor shall, before starting the work, refer to the first item of the construction plan in the first section of the first chapter of the first volume of the construction plan book, and in addition to the content, specify the items related to the work, welding, etc. and submit them. In addition, if the design drawing shows the case or the design drawing is approved by the supervisor, the contractor may omit the entire or part of the items.
3. The contractor shall, for the use of cast iron and cast steel, refer to the design drawing to specify the shape and size, and use the items that are not harmful or have no sharp corners.
4. The main material is the main structure and bed, and the secondary material is the material other than the main material that has a secondary function.

### 5-3-2 材料

Material shall be specified according to the provisions of the second item of the fourth section of the tenth volume.

### 5-3-3 刃口金物製作工

Work for the manufacture of edge metal shall be specified according to the provisions of the fourth item of the third section of the third volume.

### 5-3-4 桁製作工

Work for the manufacture of truss shall be specified according to the provisions of the fourth item of the third section of the third volume.

### 5-3-5 検査路製作工

#### 1. 製作加工

- (1) The contractor shall, as a principle, perform the treatment of molten lead and silver plating for inspection road, lift ladder, handrail, etc.
- (2) The contractor shall, for the purpose of oil removal, etc., perform the treatment, and after plating, perform the removal of excess plating.
- (3) The contractor shall, for the attachment of the inspection road and the truss body, perform the work in the factory, and the work in the field shall be performed under the same or higher conditions. If the work is performed in the field, the contractor shall obtain the approval of the supervisor and perform the work under the supervision of the supervisor.
- (4) The contractor shall, for the attachment of the truss body, perform the work at the time of erection, and confirm the attachment.
- (5) The contractor shall, for the attachment of the inspection road and the truss body, perform the work through the attachment of the inspection road and the truss body, and use the bolt and nut. However, the attachment shall be a structure that can absorb the manufacturing error.

2. Work for the bolt and nut shall be specified according to the provisions of the fourth item of the third section of the third volume.

### 5-3-6 鋼製伸縮継手製作工

Work for the manufacture of steel expansion joint shall be specified according to the provisions of the fifth item of the third section of the tenth volume.

### 5-3-7 落橋防止装置製作工

Work for the manufacture of bridge fall prevention device shall be specified according to the provisions of the sixth item of the third section of the tenth volume.

### 5-3-8 鋼製排水管製作工

Work for the manufacture of steel drainage pipe shall be specified according to the provisions of the seventh item of the third section of the tenth volume.

### 5-3-9 プレビーム用桁製作工

1. Work for the manufacture of pre-beam truss shall be specified according to the provisions of the fourth item of the third section of the third volume. However, the work shall not be performed for the erection and painting.
2. Work for the bolt and nut used for the erection of the pre-beam truss shall be specified according to the provisions of the third item of the fourth section of the fourth volume.

よるものとする。

#### 5-3-10 橋梁用防護柵製作工

橋梁用防護柵製作工については第10編4-3-8橋梁用防護柵製作工の規定によるものとする。

#### 5-3-11 鋳造費

受注者は、橋歴板の材質については、JIS G 5501（ねずみ鋳鉄品）によらなければならない。

#### 5-3-12 アンカーフレーム製作工

1. アンカーフレーム製作工の施工については、第3編2-3-14桁製作工の規定によるものとする。
2. 受注者は、アンカーボルトのねじの種類、ピッチ及び精度は、表5-1によらなければならない。

表5-1 ねじの種類、ピッチ及び精度

	ボルトの呼び径	
	68mm以下	68mmをこえるもの
ねじの種類	メートル並目ねじ JIS B 0205 (一般用メートルねじ)	メートル細目ねじ JIS B 0205 (一般用メートルねじ)
ピッチ	JIS規格による	6mm
精度	3級 JIS B 0209(一般用メートルねじ-公差)	3級 JIS B 0209 (一般用メートルねじ-公差)

#### 5-3-13 仮設材製作工

仮設材製作工については本編4-3-9仮設材製作工の規定によるものとする。

#### 5-3-14 工場塗装工

工場塗装工の施工については、第3編2-3-15工場塗装工の規定によるものとする。

### 第4節 可動堰本体工

#### 5-4-1 一般事項

1. 本節は、可動堰本体工として作業土工（床掘り・埋戻し）、既製杭工、場所打杭工、オープンケーソン基礎工、ニューマチックケーソン基礎工、矢板工、床版工、堰柱工、門柱工、ゲート操作台工、水叩工、閘門工、土砂吐工、取付擁壁工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 受注者は、可動堰本体工の施工にあたっては、「ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編）」（ダム・堰施設技術協会）及び、「ダム・堰施設技術基準（案）第7章施工」（国土交通省）の規定によるものとする。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。

#### 5-4-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定によるものとする。

#### 5-4-3 既製杭工

既製杭工の施工については、第3編2-4-4既製杭工の規定によるものとする。

#### 5-4-4 場所打杭工

場所打杭工の施工については、第3編2-4-5場所打杭工の規定によるものとする。

#### 5-4-5 オープンケーソン基礎工

オープンケーソン基礎工の施工については、第3編2-4-7オープンケーソン基礎工の規定によるものとする。

#### 5-4-6 ニューマチックケーソン基礎工

ニューマチックケーソン基礎工の施工については、第3編2-4-8ニューマチックケーソン基礎工の規定によるものとする。

#### 5-4-7 矢板工

矢板工の施工については、第3編2-3-4矢板工の規定によるものとする。

#### 5-4-8 床版工

床版工については本編4-4-7床版工の規定によるものとする。

#### 5-4-9 堰柱工

堰柱工については本編4-4-8堰柱工の規定によるものとする。

#### 5-4-10 門柱工

門柱工については本編4-4-9門柱工の規定によるものとする。

#### 5-4-11 ゲート操作台工

ゲート操作台工については本編4-4-10ゲート操作台工の規定によるものとする。

#### 5-4-12 水叩工

1. 受注者は、水叩工の施工にあたっては、床付地盤と均しコンクリート、本体コンクリート及び止水矢板との水密性を確保しなければならない。
2. 受注者は、コンクリート打設にあたっては、水叩工1ブロックを打ち継ぎ目なく連続して施工しなければならない。

#### 5-4-13 閘門工

閘門工の施工については、本編4-4-8堰柱工の規定によるものとする。

#### 5-4-14 土砂吐工

土砂吐工の施工については、本編5-5-8堰本体工の規定によるものとする。

#### 5-4-15 取付擁壁工

受注者は、取付擁壁の施工時期については、仮締切工の切替時期等を考慮した工程としなければならない。

### 第5節 固定堰本体工

#### 5-5-1 一般事項

1. 本節は、固定堰本体工として作業土工（床掘り・埋戻し）、既製杭工、場所打杭工、オープンケーソン基礎工、ニューマチックケーソン基礎工、矢板工、堰本体工、水叩工、土砂吐工、取付擁壁工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 受注者は、固定堰本体工の施工にあたっては、「ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・

設備計画マニュアル編)」（ダム・堰施設技術協会）及び、「ダム・堰施設技術基準（案）第7章施工」（国土交通省）の規定によるものとする。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。

#### 5-5-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定によるものとする。

#### 5-5-3 既製杭工

既製杭工の施工については、第3編2-4-4既製杭工の規定によるものとする。

#### 5-5-4 場所打杭工

場所打杭工の施工については、第3編2-4-5場所打杭工の規定によるものとする。

#### 5-5-5 オープンケーソン基礎工

オープンケーソン基礎工の施工については、第3編2-4-7オープンケーソン基礎工の規定によるものとする。

#### 5-5-6 ニューマチックケーソン基礎工

ニューマチックケーソン基礎工の施工については、第3編2-4-8ニューマチックケーソン基礎工の規定によるものとする。

#### 5-5-7 矢板工

矢板工の施工については、第3編2-3-4矢板工の規定によるものとする。

#### 5-5-8 堰本体工

1. 受注者は、床版部の施工にあたっては、床付地盤と敷均しコンクリート、本体コンクリート、止水矢板との水密性を確保しなければならない。
2. 仮締切の施工手順によって、本体コンクリートを打ち継ぐ場合の施工については、第1編3-6-7打継目の規定によるものとする。

#### 5-5-9 水叩工

水叩工の施工については、本編5-4-10水叩工の規定によるものとする。

#### 5-5-10 土砂吐工

土砂吐工の施工については、本編5-5-8堰本体工の規定によるものとする。

#### 5-5-11 取付擁壁工

取付擁壁工の施工については、本編5-4-15取付擁壁工の規定によるものとする。

### 第6節 魚道工

#### 5-6-1 一般事項

1. 本節は、魚道工として作業土工（床掘り・埋戻し）、魚道本体工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 受注者は、魚道工の施工にあたっては、「ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編）」（ダム・堰施設技術協会）及び、「ダム・堰施設技術基準（案）第7章施工」（国土交通省）の規定によるものとする。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。

#### 5-6-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定によるものとする。

### 5-6-3 魚道本体工

受注者は、床版部の施工にあたっては、床付地盤と敷均しコンクリート、本体コンクリート、止水矢板との水密性を確保しなければならない。

## 第7節 管理橋下部工

### 5-7-1 一般事項

本節は、管理橋下部工として管理橋橋台工その他これらに類する工種について定めるものとする。

### 5-7-2 管理橋橋台工

受注者は、現地の状況により設計図書に示された構造により難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

## 第8節 鋼管理橋上部工

### 5-8-1 一般事項

1. 本節は、鋼管理橋上部工として地組工、架設工（クレーン架設）、架設工（ケーブルクレーン架設）、架設工（送出し架設）、架設工（トラベラークレーン架設）、架設工（ケーブルエレクション架設）、架設工（架設桁架設）、現場継手工、橋梁現場塗装工、床版工、支承工、橋梁附属物工、管理橋舗装工、工事関連図書電子データ、その他これらに類する工種について定めるものとする。

2. 受注者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行い、その結果を監督員に提出しなければならない。

なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。

3. 受注者は、架設にあたっては、架設時の部材の応力と変形等を十分検討し、上部工に対する悪影響が無いことを確認しておかなければならない。

4. 受注者は、架設に用いる仮設備及び架設用機材については、工事目的物の品質・性能が確保できる規模と強度を有することを確認しなければならない。

5. 受注者は、鋼管理橋の架設に当って、次の事項を記載した架設計画書を提出しなければならない。

- (1) 使用材料
- (2) 使用機械
- (3) 架設方法
- (4) 労務計画
- (5) 安全衛生計画

6. 受注者は、同種塗装工事に従事した経験を有する塗装作業者を工事に従事させなければならない。

### 5-8-2 材料

鋼管理橋上部工材料については、本編4-7-2材料の規定によるものとする。

#### 5-8-3 地組工

地組工の施工については、本編4-7-3地組工の規定によるものとする。

#### 5-8-4 架設工（クレーン架設）

架設工（クレーン架設）の施工については、第10編4-4-4架設工（クレーン架設）の規定によるものとする。

#### 5-8-5 架設工（ケーブルクレーン架設）

架設工（ケーブルクレーン架設）の施工については、第10編4-4-5架設工（ケーブルクレーン架設）の規定によるものとする。

#### 5-8-6 架設工（ケーブルエレクション架設）

架設工（ケーブルエレクション架設）の施工については、第10編4-4-6架設工（ケーブルエレクション架設）の規定によるものとする。

#### 5-8-7 架設工（架設桁架設）

架設工（架設桁架設）の施工については、第10編4-4-7架設工（架設桁架設）の規定によるものとする。

#### 5-8-8 架設工（送出し架設）

架設工（送出し架設）の施工については、第10編4-4-8架設工（送出し架設）の規定によるものとする。

#### 5-8-9 架設工（トラベラークレーン架設）

架設工（トラベラークレーン架設）の施工については、第10編4-4-9架設工（トラベラークレーン架設）の規定によるものとする。

#### 5-8-10 支承工

受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」（日本道路協会）によらなければならない。

#### 5-8-11 現場継手工

現場継手工の施工については、本編4-7-11現場継手工の規定によるものとする。

#### 5-8-12 工事関連図書電子データ等

1. 受注者は完成図面を工事関連図書電子データに収め提出するものとする。
2. 受注者は、工事完了後「橋梁台帳」を作成し、完成届出書と併せて提出しなければならない。

### 第9節 橋梁現場塗装工

#### 5-9-1 一般事項

本節は、橋梁現場塗装工として現場塗装工その他これらに類する工種について定めるものとする。

#### 5-9-2 現場塗装工

現場塗装工の施工については、第3編2-3-37現場塗装工の規定によるものとする。

### 第10節 床版工

#### 5-10-1 一般事項

本節は、床版工として、床版工その他これらに類する工種について定めるものとする。

#### 5-10-2 床版工

床版工の施工については、第3編2-18-2床版工の規定によるものとする。

### 第11節 橋梁付属物工（鋼管理橋）

#### 5-11-1 一般事項

本節は、橋梁付属物工として伸縮装置工、排水装置工、地覆工、橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工、検査路工、銘板工その他これらに類する工種について定めるものとする。

#### 5-11-2 伸縮装置工

伸縮装置工の施工については、第10編4-7-2伸縮装置工の規定によるものとする。

#### 5-11-3 排水装置工

排水装置工の施工については、第10編4-7-4排水装置工の規定によるものとする。

#### 5-11-4 地覆工

地覆工の施工については、第10編4-7-5地覆工の規定によるものとする。

#### 5-11-5 橋梁用防護柵工

橋梁用防護柵工の施工については、第10編4-7-6橋梁用防護柵工の規定によるものとする。

#### 5-11-6 橋梁用高欄工

橋梁用高欄工の施工については、第10編4-7-7橋梁用高欄工の規定によるものとする。

#### 5-11-7 検査路工

検査路工の施工については、第10編4-7-8検査路工の規定によるものとする。

#### 5-11-8 銘板工

銘板工の施工については、本編4-10-8銘板工の規定によるものとする。

### 第12節 橋梁足場等設置工（鋼管理橋）

#### 5-12-1 一般事項

本節は、橋梁足場等設置工（鋼管理橋）として橋梁足場工、橋梁防護工、昇降用設備工その他これらに類する工種について定めるものとする。

#### 5-12-2 橋梁足場工

橋梁足場工の施工については、第10編4-9-2橋梁足場工の規定によるものとする。

#### 5-12-3 橋梁防護工

橋梁防護工の施工については、第10編4-9-3橋梁防護工の規定によるものとする。

#### 5-12-4 昇降用設備工

昇降用設備工の施工については、第10編4-9-4昇降用設備工の規定によるものとする。

### 第13節 コンクリート管理橋上部工（PC橋）

#### 5-13-1 一般事項

1. 本節は、コンクリート管理橋上部工（PC橋）としてプレテンション桁製作工（購入工）、ポストテンション桁製作工、プレキャストセグメント製作工（購入工）、プレキャストセグメント主桁組立工、支承工、架設工（クレーン架設）、架設工（架設桁架設）、床版・横組工、

落橋防止装置工その他これらに類する工種について定めるものである。

2. 受注者は、コンクリート管理橋の製作工については、第1編1-1-4施工計画書第1項の施工計画への記載内容に加えて次の事項を記載した施工計画書を提出しなければならない

- (1) 使用材料（セメント、骨材、混和材料、鋼材等の品質、数量）
- (2) 施工方法（鉄筋工、型枠工、PC工、コンクリート工等）
- (3) 主桁製作設備（機種、性能、使用期間等）
- (4) 型枠及び支保工
- (5) 仮設備（運搬路、電気、水、排水等）
- (6) 労務計画（職種、人員、作業期間、資格等）
- (7) 安全衛生計画（公害防止策を含む）
- (8) 試験ならびに品質管理計画（作業中の管理、検査、維持方法等）

3. 受注者は、シースの施工については、セメントペーストの漏れない構造とし、コンクリート打設時の圧力に耐える強度を有するものを使用しなければならない。

4. 受注者は、定着具及び接続具の使用については、定着または接続されたPC鋼材がJISまたは設計図書に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破壊することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。

5. 受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-1~4（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。

#### **5-13-2 プレテンション桁製作工（購入工）**

プレテンション桁製作工（購入工）の施工については、第10編5-4-2プレテンション桁製作工（購入工）の規定によるものとする。

#### **5-13-3 ポストテンション桁製作工**

ポストテンション桁製作工の施工については、第10編5-4-3ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。

#### **5-13-4 プレキャストセグメント製作工（購入工）**

プレキャストブロック購入については、第10編5-4-4プレテンション桁製作工（購入工）の規定によるものとする。

#### **5-13-5 プレキャストセグメント主桁組立工**

プレキャストセグメント主桁組立工については、第10編5-4-5プレキャストセグメント主桁組立工の規定によるものとする。

#### **5-13-6 支承工**

支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」（日本道路協会）の規定によるものとする。

#### **5-13-7 架設工（クレーン架設）**

架設工（クレーン架設）は、第10編4-4-4架設工（クレーン架設）の規定によるものとする。

#### **5-13-8 架設工（架設桁架設）**

桁架設については、第10編4-4-7架設工（架設桁架設）の規定によるものとする。

#### **5-13-9 床版・横組工**

床版・横組工は、第10編5-4-9床版・横組工の規定によるものとする。

#### 5-13-10 落橋防止装置工

受注者は、設計図書に基づいて落橋防止装置を施工しなければならない。

#### 5-13-11 工事関連図書電子データ等

1. 受注者は完成図面を工事関連図書電子データに収め提出するものとする。
2. 受注者は、工事完了後「橋梁台帳」を作成し、完成届出書と併せて提出しなければならない。

### 第14節 コンクリート管理橋上部工（PCホロースラブ橋）

#### 5-14-1 一般事項

1. 本節は、コンクリート管理橋上部工（PCホロースラブ橋）として架設支保工（固定）、支承工、落橋防止装置工、PCホロースラブ製作工その他これらに類する工種について定めるものである。
2. 受注者は、コンクリート管理橋の製作工については、第1編1-1-4施工計画書第1項の施工計画への記載内容に加えて次の事項を記載した施工計画書を提出しなければならない。
  - (1) 使用材料（セメント、骨材、混和材料、鋼材等の品質、数量）
  - (2) 施工方法（鉄筋工、型枠工、PC工、コンクリート工等）
  - (3) 主桁製作設備（機種、性能、使用期間等）
  - (4) 試験ならびに品質管理計画（作業中の管理、検査等）
3. 受注者は、シースの施工については、セメントペーストの漏れない構造とし、コンクリート打設時の圧力に耐える強度を有するものを使用しなければならない。
4. 受注者は、定着具及び接続具の使用については、定着または接続されたPC鋼材がJISまたは設計図書に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破壊することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。
5. 受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-1~4（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。

#### 5-14-2 架設支保工（固定）

支保工及び支保工基礎の施工については、第1編第3章第8節型枠・支保の規定によるものとする。

#### 5-14-3 支承工

支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」（日本道路協会）の規定によるものとする。

#### 5-14-4 落橋防止装置工

受注者は、設計図書に基づいて落橋防止装置を施工しなければならない。

#### 5-14-5 PCホロースラブ製作工

PCホロースラブ製作工の施工については、第10編5-6-4PCホロースラブ製作工の規定によるものとする。

### 第15節 コンクリート管理橋上部工（PC箱桁橋）

#### 5-15-1 一般事項

1. 本節は、コンクリート管理橋上部工（PC箱桁橋）として架設支保工（固定）、支承工、PC箱桁製作工、落橋防止装置工、その他これらに類する工種について定めるものである。
2. 受注者は、コンクリート管理橋の製作工については、第1編1-1-4施工計画書第1項の施工計画への記載内容に加えて次の事項を記載した施工計画書を提出しなければならない。
  - (1) 使用材料（セメント、骨材、混和材料、鋼材等の品質、数量）
  - (2) 施工方法（鉄筋工、型枠工、PC工、コンクリート工等）
  - (3) 主桁製作設備（機種、性能、使用期間等）
  - (4) 試験ならびに品質管理計画（作業中の管理、検査等）
3. 受注者は、シースの施工については、セメントペーストの漏れない構造とし、コンクリート打設時の圧力に耐える強度を有するものを使用しなければならない。
4. 受注者は、定着具及び接続具の使用については、定着または接続されたPC鋼材がJISまたは設計図書に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破壊することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。
5. 受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-1~4（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。

#### 5-15-2 架設支保工（固定）

支保工及び支保工基礎の施工については、第1編第3章第8節型枠・支保の規定によるものとする。

#### 5-15-3 支承工

支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」（日本道路協会）の規定によるものとする。

#### 5-15-4 PC箱桁製作工

PC箱桁製作工の施工については、第10編5-9-4 PC箱桁製作工の規定によるものとする。

#### 5-15-5 落橋防止装置工

受注者は、設計図書に基づいて落橋防止装置を施工しなければならない。

### 第16節 橋梁付属物工（コンクリート管理橋）

#### 5-16-1 一般事項

本節は、橋梁付属物工（コンクリート管理橋）として伸縮装置工、排水装置工、地覆工、橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工、検査路工、銘板工その他これらに類する工種について定めるものである。

#### 5-16-2 伸縮装置工

伸縮装置工の施工については、第10編4-7-2伸縮装置工の規定によるものとする。

#### 5-16-3 排水装置工

排水装置工の施工については、第10編4-7-4排水装置工の規定によるものとする。

#### 5-16-4 地覆工

地覆工の施工については、第10編4-7-5地覆工の規定によるものとする。

#### 5-16-5 橋梁用防護柵工

橋梁用防護柵工の施工については、第10編4-7-6橋梁用防護柵工の規定によるものとする。

**5-16-6 橋梁用高欄工**

橋梁用高欄工の施工については、第10編4-7-7橋梁用高欄工の規定によるものとする。

**5-16-7 検査路工**

検査路工の施工については、第10編4-7-8検査路工の規定によるものとする。

**5-16-8 銘板工**

銘板工の施工については、本編4-10-8銘板工の規定によるものとする。

**第17節 橋梁足場等設置工（コンクリート管理橋）****5-17-1 一般事項**

本節は、橋梁足場等設置工（コンクリート管理橋）として橋梁足場工、橋梁防護工、昇降用設備工その他これらに類する工種について定めるものとする。

**5-17-2 橋梁足場工**

橋梁足場工の施工については、第10編4-9-2橋梁足場工の規定によるものとする。

**5-17-3 橋梁防護工**

橋梁防護工の施工については、第10編4-9-3橋梁防護工の規定によるものとする。

**5-17-4 昇降用設備工**

昇降用設備工の施工については、第10編4-9-4昇降用設備工の規定によるものとする。

**第18節 付属物設置工****5-18-1 一般事項**

本節は、付属物設置工として作業土工（床掘り・埋戻し）、防止柵工、境界工、銘板工、点検施設工、階段工、観測施設工、グラウトホール工その他これらに類する工種について定めるものとする。

**5-18-2 作業土工（床掘り・埋戻し）**

作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定によるものとする。

**5-18-3 防止柵工**

防止柵工の施工については、第3編2-3-10防止柵工の規定によるものとする。

**5-18-4 境界工**

境界工の施工については、本編3-6-4境界工の規定によるものとする。

**5-18-5 銘板工**

銘板工の施工については、本編3-6-5銘板工の規定によるものとする。

**5-18-6 点検施設工**

点検施設工の施工については、本編3-6-6点検施設工の規定によるものとする。

**5-18-7 階段工**

階段工の施工については、本編3-6-7階段工の規定によるものとする。

**5-18-8 観測施設工**

観測施設工の施工については、本編3-6-8観測施設工の規定によるものとする。

**5-18-9 グラウトホール工**

グラウトホール工の施工については、本編3-6-9グラウトホール工の規定によるものとする。

### **第19節 工場製品輸送工**

#### **5-19-1 一般事項**

本節は、工場製品輸送工として、輸送工その他これらに類する工種について定めるものとする。

#### **5-19-2 輸送工**

輸送工の施工については、第3編2-8-2輸送工の規定によるものとする。

### **第20節 軽量盛土工**

#### **5-20-1 一般事項**

本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定めるものとする。

#### **5-20-2 軽量盛土工**

軽量盛土工の施工については、第3編2-11-2軽量盛土工の規定によるものとする。

## 第6章 排水 機場

### 第1節 適用

1. 本章は、河川工事における河川土工、軽量盛土工、機場本土工、沈砂池工、吐出水槽工、仮設工その他これら類する工事について適用するものとする。
2. 河川土工、軽量盛土工、仮設工は、第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工、第3編第2章第11節軽量盛土工、第3編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。
3. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定によるものとする。
4. 受注者は、河川工事においては、水位、潮位の観測を必要に応じて実施しなければならない。特に、護岸工事等河川内で仮締め切りを設置する工事を行う場合には、水位、潮位について、常に注意をし、災害防止に努めなければならない。

### 第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認をもとめなければならない。

ダム・堰施設技術協会	ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編）	（平成28年10月）
国土交通省	仮締め切堤設置基準（案）	（平成26年12月）
河川ポンプ施設技術協会	揚排水ポンプ設備技術基準（案）同解説	（令和2年1月）

### 第3節 機場本土工

#### 6-3-1 一般事項

1. 本節は、機場本土工として作業土工（床掘り・埋戻し）、既製杭工、場所打杭工、矢板工、本土工、燃料貯油槽工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 受注者は、機場本土工の施工において、既設堤防の開削、仮締め切、仮水路等の施工時期、順序及び構造については、設計図書によるものとする。
3. 受注者は、堤防に設ける仮締め切は、設計図書に基づき施工するものとするが、現地状況によってこれにより難しい仮締め切を設置する場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。なお、その場合の仮締め切は、堤防機能が保持できるものとしなければならない。
4. 受注者は、機場本土工の施工に必要な仮水路は、設計図書に基づき施工するものとするが、現地状況によってこれにより難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。なお、その場合の仮水路は、内水排除のための断面を確保し、その流量に耐える構造でなければならない。

#### 6-3-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

1. 作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定によるものとする。
2. 受注者は、基礎下面の土質が設計図書と異なる場合には、設計図書に関して監督員と協議し

なければならない。

3. 受注者は、仮締切を設置した後の工事箇所は良好な排水状態に維持しなければならない。なお、仮締切内に予期しない湧水のある場合には、その処置について監督員と協議しなければならない。

### 6-3-3 既製杭工

既製杭工の施工については、第3編2-4-4既製杭工の規定によるものとする。

### 6-3-4 場所打杭工

場所打杭工の施工については、第3編2-4-5場所打杭工の規定によるものとする。

### 6-3-5 矢板工

矢板工の施工については、第3編2-3-4矢板工の規定によるものとする。

### 6-3-6 本土工

1. 受注者は、基礎材の敷均し、締固めにあたり、支持力が均等となり、かつ不陸を生じないように施工しなければならない。
2. 受注者は、均しコンクリートの施工については不陸が生じないようにしなければならない。
3. 受注者は、均しコンクリートの打設終了後、コンクリート下面の土砂の流出を防止しなければならない。
4. 受注者は、硬化した本体コンクリートに二次コンクリートを打継ぐ場合、ハンドブレーカー、たがね等により打継ぎ面に目荒らし、チップングを行い、清掃、吸水等の適切な処理を施さなければならない。
5. 受注者は、二次コンクリートの打設にあたり、材料の分離が生じないよう適切な方法により施工し、1作業区画内の二次コンクリートについては、これを完了するまで連続して打設しなければならない。
6. 受注者は、二次コンクリートの打設にあたり、天候、設備能力等を検討して、構造物の強度、耐久性及び外観を損なわないような、打設順序、締固め方法で施工しなければならない。
7. 受注者は、目地材の施工位置については、設計図書によらなければならない。
8. 受注者は、設計図書に示す止水板及び伸縮材で継手を施工し、構造上変位が生じても水密性が確保できるよう施工しなければならない。

### 6-3-7 燃料貯油槽工

1. 受注者は、基礎材の敷均し、締固めにあたり、支持力が均等となり、かつ不陸を生じないように施工しなければならない。
2. 受注者は、均しコンクリートの施工については不陸が生じないようにしなければならない。
3. 受注者は、均しコンクリートの打設終了後、コンクリート下面の土砂の流出を防止しなければならない。
4. 受注者は、硬化した本体コンクリートに二次コンクリートを打継ぐ場合、ハンドブレーカー、たがね等により打継ぎ面に目荒らし、チップングを行い、清掃、吸水等の適切な処理を施さなければならない。
5. 受注者は、二次コンクリートの打設にあたり、材料の分離が生じないよう適切な方法により施工し、1作業区画内の二次コンクリートについては、これを完了するまで連続して打設しなければならない。

6. 受注者は、二次コンクリートの打設にあたり、天候、設備能力等を検討して、構造物の強度、耐久性及び外観を損なわないような、打設順序、締固め方法で施工しなければならない。
7. 受注者は、防水モルタルの施工にあたっては、設計図書に基づき燃料貯油槽に外部から雨水等が進入しないよう施工しなければならない。
8. 受注者は、充填砂を施工する場合は、タンクと燃料貯油槽の間に充填砂が十分にきわたるよう施工しなければならない。なお、充填砂は、特に指定のない場合は、乾燥した砂でなければならない。
9. 受注者は、アンカーボルトの施工にあたっては、アンカーボルトが、コンクリートの打込みにより移動することがないように設置しなければならない。
10. 受注者は、目地材の施工位置については、設計図書によらなければならない。

## 第4節 沈砂池工

### 6-4-1 一般事項

1. 本節は、沈砂池工として作業土工（床掘り・埋戻し）、既製杭工、場所打杭工、矢板工、場所打擁壁工、コンクリート床版工、ブロック床版工、場所打水路工その他これらに類する工事について定めるものとする。
2. 受注者は、沈砂池工の施工において、既設堤防の開削、仮締切、仮水路等の施工時期、順序及び構造については、設計図書によるものとする。
3. 受注者は、堤防に設ける仮締切は、設計図書に基づき施工するものとするが、現地状況によってこれにより難い仮締切を設置する場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。なお、その場合の仮締切は、堤防機能が保持できるものとしなければならない。
4. 受注者は、沈砂池工の施工に必要な仮水路は、設計図書に基づき施工するものとするが、現地状況によってこれにより難い場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。なお、その場合の仮水路は、内水排除のための断面を確保し、その流量に耐える構造でなければならない。

### 6-4-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、本編6-3-2作業土工（床掘り・埋戻し）の規定によるものとする。

### 6-4-3 既製杭工

既製杭工の施工については、第3編2-4-4既製杭工の規定によるものとする。

### 6-4-4 場所打杭工

場所打杭工の施工については、第3編2-4-5場所打杭工の規定によるものとする。

### 6-4-5 矢板工

矢板工の施工については、第3編2-3-4矢板工の規定によるものとする。

### 6-4-6 場所打擁壁工

コンクリート擁壁工の施工については、本編6-3-6本体工の規定によるものとする。

### 6-4-7 コンクリート床版工

コンクリート床版工の施工については、本編6-3-6本体工の規定によるものとする。

#### 6-4-8 ブロック床版工

1. 受注者は、根固めブロック製作後、製作数量等が確認できるように記号を付けなければならない。
2. 受注者は、根固めブロックの運搬及び据付けについては、根固めブロックに損傷を与えないように施工しなければならない。
3. 受注者は、根固めブロックの据付けについては、各々の根固めブロックを連結する場合は、連結ナットが抜けないようにネジ山をつぶさなければならない。
4. 受注者は、根固めブロック、場所打ブロックのコンクリートの打込みについては、打継目を設けてはならない。
5. 受注者は、場所打ブロックの施工については、コンクリートの水中打込みを行ってはならない。
6. 間詰コンクリートの施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。
7. 受注者は、吸出し防止材の施工については、平滑に設置しなければならない。

#### 6-4-9 場所打水路工

1. 受注者は、基礎材の敷均し、締固めにあたり、支持力が均等となり、かつ不陸を生じないように施工しなければならない。
2. 受注者は、均しコンクリートの施工については不陸が生じないようにしなければならない。
3. 受注者は、均しコンクリートの打設終了後、コンクリート下面の土砂の流出を防止しなければならない。
4. 受注者は、目地材の施工については、設計図書によらなければならない。
5. 受注者は、設計図書に示す止水板及び伸縮材で継手を施工し、構造上変位が生じても水密性が確保できるよう施工しなければならない。

### 第5節 吐出水槽工

#### 6-5-1 一般事項

1. 本節は、吐出水槽工として作業土工（床掘り・埋戻し）、既製杭工、場所打杭工、矢板工、本土工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 受注者は、吐出水槽工の施工において、既設堤防の開削、仮締切、仮水路等の施工時期、順序及び構造については設計図書によるものとする。
3. 受注者は、堤防に設ける仮締切は、設計図書に基づき施工するものとするが、現地状況によってこれにより難しい仮締切を設置する場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。なお、その場合の仮締切は、堤防機能が保持できるものとしなければならない。
4. 受注者は、吐出水槽工の施工に必要な仮水路は、設計図書に基づき施工するものとするが、現地状況によってこれにより難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。なお、その場合の仮水路は、内水排除のための断面を確保し、その流量に耐える構造でなければならない。

#### 6-5-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

1. 作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定によるものとする。

のとする。

2. 受注者は、基礎下面の土質が設計図書と異なる場合には、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
3. 受注者は、設計図書に定めた仮締切を設置した後の工事箇所は良好な排水状態に維持しなければならない。なお、当該仮締切内に予期しない湧水のある場合には、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

#### **6-5-3 既製杭工**

既製杭工の施工については、第3編2-4-4既製杭工の規定によるものとする。

#### **6-5-4 場所打杭工**

場所打杭工の施工については、第3編2-4-5場所打杭工の規定によるものとする。

#### **6-5-5 矢板工**

矢板工の施工については、第3編2-3-4矢板工の規定によるものとする。

#### **6-5-6 本土工**

本土工の施工については、本編6-3-6本土工の規定によるものとする。

### **第6節 軽量盛土工**

#### **6-6-1 一般事項**

本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定めるものとする。

#### **6-6-2 軽量盛土工**

軽量盛土工の施工については、第3編2-11-2軽量盛土工の規定によるものとする。

## 第7章 床止め・床固め

### 第1節 適用

1. 本章は、河川工事における河川土工、軽量盛土工、床止め工、床固め工、山留擁壁工、仮設工その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 河川土工、軽量盛土工、仮設工は、第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工、第3編第2章第11節軽量盛土工、第3編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。
3. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定によるものとする。
4. 受注者は、河川工事において、水位、潮位の観測を必要に応じて実施しなければならない。特に、護岸工事等河川内で仮締め切りを設置する工事を行う場合には、水位、潮位について、常に注意をし、災害防止に努めなければならない。

### 第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。

国土交通省

仮締め切堤設置基準（案）

（平成26年12月）

### 第3節 床止め工

#### 7-3-1 一般事項

1. 本節は、床止め工として、作業土工（床掘り・埋戻し）、既製杭工、矢板工、本体工、取付擁壁工、水叩工、その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 受注者は、床止め工の施工にあたっては、仮締め切堤設置基準（案）及び各々の条・項の規定によらなければならない。
3. 受注者は、床止め工の施工にあたって、仮締め切を行う場合、確実な施工に努めるとともに、河積阻害や河川管理施設、許可工作物等に対する局所的な洗掘等を避けるような施工をしなければならない。
4. 受注者は、床止め工の施工にあたって、自然浸透した水の排水及び地下水位を低下させるなどの排水工を行う場合、現場の土質条件、地下水位、工事環境などを調査し、条件の変化に対処しうるようにしなければならない。
5. 受注者は、床止め工の施工にあたって、予期しない障害となる工作物等が現れた場合には、設計図書に関して監督員と協議し、これを処理しなければならない。
6. 受注者は、本体工または、取付擁壁工の施工に際して、遮水シート及び止水シートを設置する場合は、施工面を平滑に仕上げしてから布設しなければならない。  
また、シートの重ね合わせ及び端部の接着はずれ、剥離等のないように施工しなければならない。

#### 7-3-2 材料

床止め工の材料については、本編1-5-2材料の規定によるものとする。

**7-3-3 作業土工（床掘り・埋戻し）**

作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定によるものとする。

**7-3-4 既製杭工**

既製杭工の施工については、第3編2-4-4既製杭工の規定によるものとする。

**7-3-5 矢板工**

矢板工の施工については、第3編2-3-4矢板工の規定によるものとする。

**7-3-6 本体工**

1. 本体工の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。  
また、河川が本来有している生物の良好な生育環境、自然環境に配慮して計画された多自然型河川工法による本体工の施工については、工法の主旨を踏まえ施工しなければならない。
2. 受注者は、本体工の止水板の施工に際して、空隙を生じず、かつ、漏水をきたさないよう注意して施工しなければならない。
3. 植石張りの施工については、第3編2-5-5石積（張）工の規定によるものとする。
4. 受注者は、根固めブロックの施工にあたって、据付け箇所直接製作するブロック以外は、製作後、現場確認できるよう記号を付さなければならない。
5. 受注者は、ブロックの運搬及び据付けにあたっては、設計強度を確認後、ブロックに損傷を与えないように施工しなければならない。
6. 受注者は、ブロックの据付けにあたり、各々のブロックを連結する場合は、連結ナットが抜けないようにネジ山をつぶさなければならない。
7. 間詰工の施工については、第3編2-5-5石積（張）工の規定によるものとする。
8. 受注者は、吸出し防止材の敷設に際して、施工位置については設計図書に従って施工しなければならない。
9. 受注者は、ふとんかごの詰石の施工については、できるだけ空隙を少なくしなければならない。また、かご材を傷つけないように注意するとともに詰石の施工の際、側壁、仕切りが扁平にならないように留意しなければならない。
10. 受注者は、ふとんかごの中詰用ぐり石については、15 cm～20 cmの大きさとし、ふとんかごの網目より大きな天然石または割ぐり石を使用しなければならない。

**7-3-7 取付擁壁工**

取付擁壁工の施工については、本編5-4-15取付擁壁工の規定によるものとする。

**7-3-8 水叩工**

1. 受注者は、水叩工の施工については、設計図書に示す止水板及び伸縮材で床版との継手を施工し、構造上変位が生じても水密性が確保できるよう施工しなければならない。
2. 水叩工の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。
3. 受注者は、水叩工の止水板の施工に際して、空隙を生じず、かつ、漏水をきたさないよう注意して施工しなければならない。
4. 受注者は、巨石張りの施工については、第3編2-5-5石積（張）工の規定によらなければならない。
5. 受注者は、根固めブロックの施工にあたって、据付け箇所直接製作するブロック以外は、

製作後、現場確認できるよう記号を付さなければならない。

6. 受注者は、ブロックの運搬及び据付けにあたっては、設計強度を確認後、ブロックに損傷を与えないように施工しなければならない。
7. 受注者は、ブロックの据付けにあたり、各々のブロックを連結する場合は、連結ナットが抜けないようにネジ山をつぶさなければならない。
8. 間詰工の施工については、第3編2-5-5石積（張）工の規定によるものとする。
9. 受注者は、吸出し防止材の敷設に際して、施工位置については設計図書に従って施工しなければならない。

## 第4節 床固め工

### 7-4-1 一般事項

1. 本節は、床固め工として、作業土工（床掘り・埋戻し）、本堤工、垂直壁工、側壁工、水叩工、その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 受注者は、床固め工の施工にあたっては、仮締切堤設置基準（案）及び各々の条・項の規定によらなければならない。
3. 受注者は、床固め工の施工にあたって、仮締切を行う場合、確実な施工に努めるとともに、河積阻害や河川管理施設、許可工作物等に対する局所的な洗掘等を避けるような施工をしなければならない。
4. 受注者は、床固め工の施工にあたって、自然浸透した水の排水及び地下水位を低下させるなどの排水工を行う場合、現場の土質条件、地下水位、工事環境などを調査し、条件の変化に対処しうるようにしなければならない。
5. 受注者は、床固め工の施工にあたって、予期しない障害となる工作物等が現れた場合には、設計図書に関して監督員と協議し、これを処理しなければならない。
6. 受注者は、本体工及び側壁工の施工に際して、遮水シート及び止水シートを設置する場合は、施工面を平滑に仕上げしてから布設しなければならない。  
また、シートの重ね合わせ及び端部の接着はずれ、剥離等のないように施工しなければならない。

### 7-4-2 材料

床固め工の材料については、本編1-5-2材料の規定によるものとする。

### 7-4-3 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定によるものとする。

### 7-4-4 本堤工

1. 本堤工の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。
2. 受注者は、本堤工の止水板の施工に際して、空隙を生じず、かつ、漏水をきたさないよう注意して施工しなければならない。
3. 植石張りの施工については、第3編2-5-5石積（張）工の規定によるものとする。
4. 受注者は、根固めブロックの施工にあたって、据付け箇所直接製作するブロック以外は、製作後、現場確認できるよう記号を付さなければならない。

5. 受注者は、ブロックの運搬及び据付けにあたっては、設計強度を確認後、ブロックに損傷を与えないように施工しなければならない。
6. 受注者は、ブロックの据付けにあたり、各々のブロックを連結する場合は、連結ナットが抜けないようにネジ山をつぶさなければならない。
7. 間詰工の施工については、第3編2-5-5石積（張）工の規定によるものとする。
8. 受注者は、吸出し防止材の敷設に際して、施工位置については設計図書に従って施工しなければならない。

#### 7-4-5 垂直壁工

1. 垂直壁工の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。
2. 植石張りの施工については、第3編2-5-5石積（張）工の規定によるものとする。
3. 受注者は、垂直壁工の止水板の施工に際して、空隙を生じず、かつ、漏水をきたさないよう注意して施工しなければならない。

#### 7-4-6 側壁工

1. 側壁工の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。
2. 植石張りの施工については、第3編2-5-5石積（張）工の規定によるものとする。
3. 受注者は、側壁工の施工において水抜パイプの施工位置については、設計図書に従って施工しなければならない。
4. 受注者は、側壁工の施工に際して、裏込工を施工する場合、設計図書に示す厚さに栗石または、碎石を敷均し、締め固めを行わなければならない。
5. 受注者は、側壁工の止水板の施工に際して、空隙を生じず、かつ、漏水をきたさないよう注意して施工しなければならない。

#### 7-4-7 水叩工

水叩工の施工については、本編7-3-8水叩工の規定によるものとする。

### 第5節 山留擁壁工

#### 7-5-1 一般事項

1. 本節は、山留擁壁工として作業土工（床掘り・埋戻し）、コンクリート擁壁工、ブロック積擁壁工、石積擁壁工、山留擁壁基礎工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 受注者は、山留擁壁工の施工にあたって、予期しない障害となる工作物等が現れた場合には、設計図書に関して監督員と協議し、これを処理しなければならない。

#### 7-5-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定によるものとする。

#### 7-5-3 コンクリート擁壁工

1. 受注者は、コンクリート擁壁工の施工に先立って設計図書に示す厚さに碎石、割栗石、または、クラッシュランを敷設し、締め固めを行わなければならない。
2. コンクリート擁壁工の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。
3. 受注者は、コンクリート擁壁工の止水板の施工に際して、空隙を生じず、かつ、漏水をきた

さないよう注意して施工しなければならない。

#### **7-5-4 ブロック積擁壁工**

ブロック積擁壁工の施工については、第3編2-5-3コンクリートブロック工の規定によるものとする。

#### **7-5-5 石積擁壁工**

石積擁壁工の施工については、第3編2-5-5石積（張）工の規定によるものとする。

#### **7-5-6 山留擁壁基礎工**

山留擁壁基礎工の施工については、第3編2-4-3基礎工（護岸）の規定によるものとする。

### **第6節 軽量盛土工**

#### **7-6-1 一般事項**

本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定めるものとする。

#### **7-6-2 軽量盛土工**

軽量盛土工の施工については、第3編2-11-2軽量盛土工の規定によるものとする。

## 第8章 河川維持

### 第1節 適用

1. 本章は、河川工事における巡視・巡回工、除草工、堤防養生工、構造物補修工、路面補修工、付属物復旧工、付属物設置工、光ケーブル配管工、清掃工、植栽維持工、応急処理工、撤去物処理工、仮設工その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。
3. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編、及び本編第1章～7章の規定によるものとする。
4. 受注者は、河川工事においては、水位、潮位の観測を必要に応じて実施しなければならない。特に、護岸工事等河川内で仮締め切りを設置する工事を行う場合には、水位、潮位について、常に注意をし、災害防止に努めなければならない。

### 第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認をもとめなければならない。

日本道路協会 道路維持修繕要綱 (昭和53年7月)

### 第3節 巡視・巡回工

#### 8-3-1 一般事項

本節は、巡視・巡回工として河川巡視工その他これに類する工種について定めるものとする。

#### 8-3-2 河川巡視工

1. 受注者は、巡視にあたり、設計図書に示す巡視に必要な物品及び書類等を所持しなければならない。
2. 受注者は、巡視の実施時期について、設計図書に示す以外の時期に巡視が必要となった場合には、巡視前に設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
3. 受注者は、巡視途上において、河川管理施設及び河川管理に支障をきたす事実を発見した場合は監督員に報告しなければならない。
4. 受注者は、巡視途上において、河川管理に関して一般住民等から通知または報告を受けた場合は、監督員にその内容を報告しなければならない。
5. 受注者は、巡視結果について別に定めた様式により監督員に提出しなければならない。
6. 受注者は、設計図書で定めた資格を有する者を、河川巡視員に定めなければならない。

### 第4節 除草工

#### 8-4-1 一般事項

本節は、除草工として堤防除草工その他これに類する工種について定めるものとする。

#### 8-4-2 堤防除草工

1. 受注者は、兼用道路区間について、のり肩及びのり先（小段が兼用道路）より1mは草刈り

をしないものとする。ただし設計図書に定めのある時はこの限りでない。

2. 受注者は、補助刈り（機械除草に係わる人力による除草）等を含め刈残しがないように草刈りしなければならない。
3. 受注者は、一般通行者及び車両等の交通の支障にならないように施工するものとし、危険防止の対策を講じなければならない。
4. 受注者は、草の刈取り高については、10 cm以下として施工しなければならない。ただし、機械施工において現地盤の不陸及び法肩等で草の刈取り高10 cm以下で施工できない場合は、監督員と設計図書に関して協議しなければならない。
5. 受注者は、自走式除草機械を使用して施工する場合は、のり面の状況を把握して、堤防等の河川管理施設（許可工作物を含む）に損傷を与えないよう施工しなければならない。
6. 受注者は、除草区域の集草を実施する場合には刈草が残らないように施工しなければならない。

## 第5節 堤防養生工

### 8-5-1 一般事項

本節は、堤防養生工として芝養生工、伐木除根工その他これらに類する工種について定めるものとする。

### 8-5-2 芝養生工

1. 受注者は、抜き取り（除根）した草等をすべて処理しなければならない。ただし、設計図書及び監督員の指示した場合はこの限りではない。
2. 受注者は、使用する肥料の種類、散布量及び配合は設計図書によらなければならない。また、肥料については、施工前に監督員に確認を得なければならない。

なお、設計図書に示す材料、使用量及び配合等が施工箇所に適さない場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

3. 受注者は、人力により雑草の抜き取り（除根）を施工しなければならない。

### 8-5-3 伐木除根工

1. 受注者は、伐木及び除根した木等をすべて適正に処理しなければならない。ただし、設計図書及び監督員の指示した場合はこの限りではない。
2. 受注者は、河川管理施設を傷めないように施工しなければならない。また、除根後の凹部には、同等の材料で補修しなければならない。

## 第6節 構造物補修工

### 8-6-1 一般事項

本節は、構造物補修工としてクラック補修工、ボーリンググラウト工、欠損部補修工その他これに類する工種について定めるものとする。

### 8-6-2 材料

クラック補修工、ボーリンググラウト工、欠損部補修工に使用するコンクリート及びセメントミルク等については設計図書によるものとする。

### 8-6-3 クラック補修工

1. 受注者は、クラック補修の施工については、水中施工を行ってはいけない。
2. 受注者は、下地処理及び清掃により不純物の除去を行なった後、クラック補修の施工に着手しなければならない。
3. 受注者は、クラック補修箇所への充填材料は、確実に充填しなければならない。
4. 受注者は、使用材料及び施工方法については、設計図書及び監督員の指示によらなければならない。

#### 8-6-4 ポーリンググラウト工

1. 受注者は、施工にあたっては、水中施工を行ってはならない。
2. 受注者は、グラウト材料等を、確実に充填しなければならない。
3. 受注者は、設計図書に示す仕様のせん孔機械を使用しなければならない。
4. 受注者は、設計図書に示す順序でせん孔しなければならない。
5. 受注者は、監督員が行うせん孔長の確認後でなければ、せん孔機械を移動してはならない。
6. 受注者は、設計図書に示す所定の深度までせん孔した後は、圧力水により孔内のスライムを除去し、洗浄しなければならない。
7. 受注者は、設計図書に示す仕様の注入機械を使用しなければならない。
8. 受注者は、グラウチング用配管の配管方式について、設計図書によらなければならない。
9. 受注者は、設計図書に示す方法により、セメントミルクを製造し、輸送しなければならない。
10. 受注者は、水及びセメントの計量にあたっては、監督員の承諾を得た計量方法によらなければならない。なお、計量装置は設計図書に従い定期的に検査しなければならない。
11. 受注者は、製造されたセメントミルクの濃度を設計図書に従い管理しなければならない。
12. 受注者は、注入の開始及び完了にあたっては、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。
13. 受注者は、注入中に異常が認められ、やむを得ず注入を一時中断する場合には、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。
14. 受注者は、注入中、堤体等にミルクの漏えいを認めたときには糸鉛、綿鉛、モルタルによりコーキングを行わなければならない。
15. 受注者は、監督員から指示された場合には、追加グラウチングを行わなければならない。なお、追加孔の位置、方向、深度等は、監督員の指示によらなければならない。

#### 8-6-5 欠損部補修工

1. 受注者は、補修方法について、設計図書に示す以外の施工方法による場合は、監督員と設計図書に関して協議しなければならない。
2. 受注者は、施工前に欠損箇所の有害物の除去を行わなければならない。

### 第7節 路面補修工

#### 8-7-1 一般事項

本節は、路面補修工として不陸整正工、コンクリート舗装補修工、アスファルト舗装補修工その他これらに類する工種について定めるものとする。

#### 8-7-2 材料

1. 路面補修工で使用する材料については、第3編2-3-2材料、2-6-2アスファルト舗

装の材料、2-6-3コンクリート舗装の材料の規定によるものとする。

2. アスファルト注入に使用する注入材料は、ブローンアスファルトとし、JIS K 2207（石油アスファルト）の規格に適合するものとする。なお、ブローンアスファルトの針入度は設計図書によるものとする。
3. 受注者は、目地補修に使用するクラック防止シートについては、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。
4. 堤体材料については、現況堤体材料と同等の材料を使用しなければならない。

#### 8-7-3 不陸整正工

1. 受注者は、補修面を平坦に整正した後、補修材を均等に敷均し締固めなければならない。
2. 受注者は、補修面の凹部については、堤体と同等品質の材料を補充しなければならない。

#### 8-7-4 コンクリート舗装補修工

コンクリート舗装補修工の施工については、第10編15-4-9コンクリート舗装補修工の規定によるものとする。

#### 8-7-5 アスファルト舗装補修工

アスファルト舗装補修工の施工については、第10編15-4-10アスファルト舗装補修工の規定によるものとする。

### 第8節 付属物復旧工

#### 8-8-1 一般事項

本節は、付属物復旧工として付属物復旧工その他これらに類する工種について定めるものとする。

#### 8-8-2 付属物復旧工

1. 受注者は、付属物復旧については、時期、箇所、材料、方法等について監督員より指示を受けるものとし、完了後速やかに復旧数量等を監督員に報告しなければならない。
2. 受注者は、土中埋込み式の支柱を打込み機、オーガーボーリングなどを用いて堅固に建て込まなければならない。この場合受注者は、地下埋設物に破損や障害が発生させないようにすると共に既設舗装に悪影響を及ぼさないよう施工しなければならない。
3. 受注者は、支柱の施工にあたって設置穴を掘削して埋戻す方法で土中埋込み式の支柱を建て込む場合、支柱が沈下しないよう穴の底部を締固めておかななければならない。
4. 受注者は、支柱の施工にあたって橋梁、擁壁、函渠などのコンクリートの中に防護柵を設置する場合、設計図書によるものとするがその位置に支障があるときまたは、位置が明示されていない場合、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
5. 受注者は、ガードレールのビームを取付ける場合は、自動車進行方向に対してビーム端の小口が見えないように重ね合わせ、ボルト・ナットで十分締付けなければならない。

### 第9節 付属物設置工

#### 8-9-1 一般事項

本節は、付属物設置工として防護柵工、境界杭工、作業土工（床掘り・埋戻し）、付属物設置工その他これらに類する工種について定めるものとする。

**8-9-2 作業土工（床掘り・埋戻し）**

作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定によるものとする。

**8-9-3 防護柵工**

防護柵工の施工については、第3編2-3-1 1路側防護柵工の規定によるものとする。

**8-9-4 境界杭工**

境界杭工の施工については、本編3-6-4境界工の規定によるものとする。

**8-9-5 付属物設置工**

付属物設置工の施工については、第3編2-3-1 3道路付属物工の規定によるものとする。

**第10節 光ケーブル配管工****8-10-1 一般事項**

本節は、光ケーブル配管工として作業土工（床掘り・埋戻し）、配管工、ハンドホール工その他これらに類する工種について定めるものとする。

**8-10-2 作業土工（床掘り・埋戻し）**

作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定によるものとする。

**8-10-3 配管工**

配管の設置については、本編1-1 1-3配管工の規定によるものとする。

**8-10-4 ハンドホール工**

ハンドホール工の設置については、本編1-1 1-4ハンドホール工の規定によるものとする。

**第11節 清掃工****8-11-1 一般事項**

本節は、清掃工として塵芥処理工、水面清掃工その他これらに類する工種について定めるものとする。

**8-11-2 材料**

塵芥処理工及び水面清掃工に使用する材料については、設計図書によるものとする。

**8-11-3 塵芥処理工**

受注者は、塵芥処理工の施工については、設計図書に示す以外の施工方法による場合には、監督員と設計図書に関して協議しなければならない。

**8-11-4 水面清掃工**

1. 受注者は、水面清掃工の施工については、設計図書に示す以外の施工方法による場合には、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
2. 受注者は、ボート等で作業を行う場合は、救命胴衣の着用等の安全対策を講じなければならない。

**第12節 植栽維持工**

#### 8-12-1 一般事項

本節は、植栽維持工として樹木・芝生管理工その他これらに類する工種について定めるものとする。

#### 8-12-2 材料

材料については、第10編15-20-2材料の規定によるものとする。

#### 8-12-3 樹木・芝生管理工

樹木・芝生管理工の施工については、第10編15-20-3樹木・芝生管理工の規定によるものとする。

### 第13節 応急処理工

#### 8-13-1 一般事項

本節は、応急処理工として応急処理作業工その他これらに類する工種について定めるものとする。

#### 8-13-2 応急処理作業工

受注者は、応急処理作業工の施工完了後は、監督員に報告しなければならない。

### 第14節 撤去物処理工

#### 8-14-1 一般事項

本節は、撤去物処理工として運搬処理工その他これに類する工種について定めるものとする。

#### 8-14-2 運搬処理工

1. 受注者は、殻運搬処理及び発生材運搬を行うにあたっては、運搬物が飛散しないように、適正な処置を行わなければならない。
2. 受注者は、殻及び発生材の受入れ場所及び時間について、設計図書に定めのない場合は、監督員の指示を受けなければならない。

## 第9章 河川修繕

### 第1節 適用

1. 本章は、河川工事における河川土工、軽量盛土工、腹付工、側帯工、堤脚保護工、管理用通路工、現場塗装工、仮設工その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 河川土工、軽量盛土工、仮設工は、第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工、第3編第2章第11節軽量盛土工、第3編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。
3. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編及び本編第1章～7章の規定によるものとする。
4. 受注者は、河川修繕の施工にあたって、河道及び河川管理施設の機能を確保し施工しなければならない。
5. 受注者は、河川工事において、水位、潮位の観測を必要に応じて実施しなければならない。特に、護岸工事等河川内で仮締切を設置した工事を行う場合には、水位、潮位について、常に注意をし、災害防止に努めなければならない。

### 第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の関係基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認をもとめなければならない。

日本道路協会	鋼道路橋防食便覧	(平成26年3月)
日本道路協会	道路維持修繕要綱	(昭和53年7月)
ダム・堰施設技術協会	ダム・堰施設技術基準(案)	(基準解説編・設備計画マニュアル編) (平成28年10月)
河川ポンプ施設技術協会	揚排水ポンプ設備技術基準(案) 同解説	(令和2年1月)

### 第3節 腹付工

#### 9-3-1 一般事項

本節は、腹付工として覆土工、植生工その他これらに類する工種について定めるものとする。

#### 9-3-2 覆土工

作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定によるものとする。

#### 9-3-3 植生工

植生工の施工については、第3編2-3-7植生工の規定によるものとする。

### 第4節 側帯工

#### 9-4-1 一般事項

本節は、側帯工として縁切工、植生工その他これに類する工種について定めるものとする。

#### 9-4-2 縁切工

1. 縁切工のうち、吸出し防止材の敷設については、設計図書によらなければならない。

2. 縁切工のうち、じゃかごの施工については、本編1-5-13かご工の規定によるものとする。
3. 縁切工のうち、連節ブロック張り、コンクリートブロック張りの施工については、第3編2-5-3コンクリートブロック工の規定によるものとする。
4. 縁切工のうち、石張りの施工については、第3編2-5-5石積（張）工の規定によるものとする。
5. 受注者は、縁切工を施工する場合は、堤防定規断面外に設置しなければならない。

#### 9-4-3 植生工

植生工の施工については、第3編2-3-7植生工の規定によるものとする。

### 第5節 堤脚保護工

#### 9-5-1 一般事項

本節は、堤脚保護工として作業土工（床掘り・埋戻し）、石積工、コンクリートブロック工その他これに類する工種について定めるものとする。

#### 9-5-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定によるものとする。

#### 9-5-3 石積工

石積工の施工については、第3編2-5-5石積（張）工の規定によるものとする。

#### 9-5-4 コンクリートブロック工

コンクリートブロック工の施工については、第3編2-5-3コンクリートブロック工の規定によるものとする。

### 第6節 管理用通路工

#### 9-6-1 一般事項

本節は、管理用通路工として防護柵工、作業土工（床掘り・埋戻し）、路面切削工、舗装打換え工、オーバーレイ工、排水構造物工、道路付属物工その他これに類する工種について定めるものとする。

#### 9-6-2 防護柵工

1. 防護柵工のうち、ガードレール、ガードパイプ等の防護柵については、第3編2-3-11路側防護柵工の規定によるものとする。
2. 防護柵工のうち、殻及び発生材の運搬処理方法については、第3編第2章第9節構造物撤去工の規定によるものとする。
3. 受注者は、施工に際して堤防定規断面を侵してはならない。

#### 9-6-3 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定によるものとする。

#### 9-6-4 路面切削工

路面切削工の施工については、第10編15-4-3路面切削工の規定によるものとする。

**9-6-5 舗装打換え工**

舗装打換え工の施工については、第10編15-4-4舗装打換え工の規定によるものとする。

**9-6-6 オーバーレイ工**

オーバーレイ工の施工については、第10編15-4-6オーバーレイ工の規定によるものとする。

**9-6-7 排水構造物工**

1. 排水構造物工のうち、プレキャストU型側溝、側溝蓋、管渠の施工については、本編1-9-9側溝工の規定によるものとする。
2. 排水構造物工のうち、集水枡工、人孔、蓋の施工については、本編1-9-10集水枡工の規定によるものとする。

**9-6-8 道路付属物工**

1. 道路付属物工のうち、ブロック撤去、歩車道境界ブロック等の付属物については、第3編2-3-8縁石工の規定によるものとする。
2. 道路付属物工のうち、殻及び発生材の運搬処理方法については、第3編第2章第9節構造物撤去工の規定によるものとする。
3. 受注者は、施工に際して堤防定規断面を侵してはならない。

**第7節 現場塗装工****9-7-1 一般事項**

1. 本節は、現場塗装工として付属物塗装工、コンクリート面塗装工、その他これに類する工種について定めるものである。
2. 受注者は、現場塗装の施工管理区分については、設計図書によらなければならない。
3. 受注者は、塗装仕様については、設計図書によらなければならない。
4. 受注者は、同種塗装工事に従事した経験を有する塗装作業者を工事に従事させなければならない。

**9-7-2 材料**

現場塗装の材料については、第10編4-3-2材料の規定によるものとする。

**9-7-3 付属物塗装工**

1. 受注者は、被塗物の表面を塗装に先立ち、さび落とし清掃を行うものとし、素地調整は設計図書に示す素地調整種別に応じて、以下の使用を適用しなければならない。

表9-1 素地調整程度と作業内容

素地調整程度	さび面積	塗膜異常面積	作業内容	作業方法
1種	—	—	さび、旧塗膜を完全に除去し鋼材面を露出させる。	ブラスト法
2種	30%以上	—	旧塗膜、さびを除去し鋼材面を露出させる。 ただし、さび面積30%以下で旧塗膜がB、b塗装系の場合はジンクプライマーやジンクリッチペイントを残し、他の旧塗膜を全面除去する。	ディスクサンダー、ワイヤホイールなどの電動工具と手工具との併用、ブラスト法
3種A	15~30%	30%以上	活膜は残すが、それ以外の不良部(さび・割れ・ふくれ)は除去する。	同上
3種B	5~15%	15~30%	同上	同上
3種C	5%以下	5~15%	同上	同上
4種	—	5%以下	紛化物、汚れなどを除去する。	同上

2. 受注者は、海岸地域に架設又は保管されていた場合、海上輸送を行った場合、その他臨海地域を長距離輸送した場合など部材に塩分の付着が懸念された場合には塩分測定を行い、海上輸送部材・海岸部に架設された部材及び塩分付着の疑いがある場合は、塩分測定を行いNaClが50mg/m<sup>2</sup>以上の時は水洗いしなければならない。
3. 素地調整程度1種の施工については、第10編4-5-3現場塗装工の規定によるものとする。
4. 受注者は、素地調整程度1種以外の素地調整を終了したときは、被塗膜面の素地調整状態を確認したうえで下塗りを施工しなければならない。
5. 素地調整程度第1種を行った場合の下塗りの施工については、第10編4-5-3現場塗装工の規定によるものとする。
6. 中塗り、上塗りの施工については、第10編4-5-3現場塗装工の規定によるものとする。
7. 施工管理の記録については、第10編4-5-3現場塗装工の規定によるものとする。

#### 9-7-4 コンクリート面塗装工

コンクリート面塗装工の施工については、第3編2-3-16コンクリート面塗装工の規定によるものとする。

### 第8節 軽量盛土工

#### 9-8-1 一般事項

本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定めるものとする。

#### 9-8-2 軽量盛土工

軽量盛土工の施工については、第3編2-11-2軽量盛土工の規定によるものとする。